

○山形県警察専決事務に関する訓令

平成11年3月18日

本部訓令第5号

改正 平成12年6月22日本部訓令第9号
平成12年11月16日本部訓令第16号
平成13年3月23日本部訓令第9号
平成13年9月13日本部訓令第25号
平成13年9月27日本部訓令第28号
平成14年3月28日本部訓令第8号
平成14年5月17日本部訓令第12号
平成14年5月31日本部訓令第15号
平成15年3月27日本部訓令第13号
平成15年11月26日本部訓令第22号
平成16年2月25日本部訓令第3号
平成16年3月19日本部訓令第11号
平成17年3月23日本部訓令第9号
平成17年8月30日本部訓令第19号
平成18年1月6日本部訓令第2号
平成18年2月9日本部訓令第4号
平成18年3月17日本部訓令第9号
平成18年3月23日本部訓令第13号
平成18年5月25日本部訓令第15号
平成18年10月6日本部訓令第19号
平成19年5月25日本部訓令第12号
平成19年10月25日本部訓令第16号
平成20年2月7日本部訓令第2号
平成20年2月14日本部訓令第3号
平成20年5月22日本部訓令第16号
平成20年7月4日本部訓令第20号
平成20年7月28日本部訓令第21号
平成20年11月28日本部訓令第22号

平成21年 1月 8日 日本部訓令第 1号
平成21年 2月26日 日本部訓令第 2号
平成21年 3月24日 日本部訓令第 8号
平成21年 5月29日 日本部訓令第16号
平成21年12月 3日 日本部訓令第21号
平成22年 3月19日 日本部訓令第 6号
平成22年 3月23日 日本部訓令第 9号
平成22年 5月21日 日本部訓令第14号
平成23年 8月 1日 日本部訓令第 8号
平成24年 3月16日 日本部訓令第 5号
平成24年12月11日 日本部訓令第15号
平成25年 3月 7日 日本部訓令第 2号
平成25年 3月25日 日本部訓令第 6号
平成25年12月20日 日本部訓令第18号
平成26年 3月14日 日本部訓令第 5号
平成26年 4月 1日 日本部訓令第10号
平成26年 5月22日 日本部訓令第11号
平成26年 5月30日 日本部訓令第13号
平成27年 5月 1日 日本部訓令第10号
平成27年 5月22日 日本部訓令第14号
平成28年 3月24日 日本部訓令第 5号
平成28年 4月28日 日本部訓令第 9号
平成28年 6月21日 日本部訓令第10号
平成28年 9月29日 日本部訓令第17号
平成28年11月18日 日本部訓令第21号
平成28年12月16日 日本部訓令第23号
平成28年12月22日 日本部訓令第24号
平成29年 3月 3日 日本部訓令第 1号
平成29年 4月 6日 日本部訓令第 8号
平成29年 6月 9日 日本部訓令第11号
平成30年 1月24日 日本部訓令第 1号

平成30年9月28日本部訓令第13号
平成30年10月11日本部訓令第14号
令和元年11月29日本部訓令第13号
令和2年4月1日本部訓令第6号
令和3年3月11日本部訓令第3号
令和3年3月25日本部訓令第5号
令和4年3月8日本部訓令第4号
令和4年3月10日本部訓令第8号
令和4年5月13日本部訓令第13号
令和5年2月10日本部訓令第2号
令和5年3月23日本部訓令第11号
令和5年6月30日本部訓令第14号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県公安委員会専決事務に関する規程（平成13年9月県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第5条の規定により、山形県公安委員会における事務の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決事務)

第2条 規程第3条の規定により警察本部の部長及び課長、警察署長等が専決し、又は処理できる事務は、別表のとおりとする。

(報告)

第3条 規程第4条の規定による公安委員会への報告は、別表に定めるところにより行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 山形県警察の専決及び代決に関する訓令（昭和50年12月本部訓令第8号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月16日本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月11日本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月7日本部訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年5月22日本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年5月30日本部訓令第13号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年5月22日本部訓令第14号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日本部訓令第5号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年4月28日本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年6月21日本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年9月29日本部訓令第17号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月18日本部訓令第21号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成28年12月16日本部訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年12月22日本部訓令第24号）

この訓令は、平成29年1月3日から施行する。

附 則（平成29年3月3日本部訓令第1号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年4月6日本部訓令第8号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年6月9日本部訓令第11号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年1月24日本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日本部訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成30年10月11日本部訓令第14号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年11月29日本部訓令第13号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、本日から施行する。

附 則（令和3年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年3月22日から施行する。

附 則（令和4年3月10日本部訓令第8号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表航空法（昭和27年法律第231号）の項を加える部分は、令和4年3月10日から、別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項、同表銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項及び同表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の改正部分は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年5月13日本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年2月10日本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日本部訓令第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日本部訓令第14号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表

（一部改正〔平成24年本部訓令5号・15号・25年2号・6号・18号・26年5号・10号・11号・13号・27年10号・14号・28年5号・9号・10号・17号・21号・23号・24号・29年1号・8号・11号・30年1号・13号・14号・令和元年13号・2年6号・3年3号・5号・4年4号・8号・13号・5年2号・11号・14号〕）

法律名等	条項	事務	専決者	報告	備考
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第3条第1項	風俗営業（臨時風俗営業、移動風俗営業を除く。）（第31条の23で準用する場合を含む。）の許可	生活安全 企画課長	年報	
	第3条第1項	風俗営業（臨時風俗営業、移動風俗営業に限る。）（第31条の23で準用する場合を含む。）の許可	警察署長	年報	
	第3条第1項	風俗営業の不許可	生活安全 部長	年報	
	第3条第2項	許可条件の付加及び変更（臨時風俗営業、移動風俗営業を除く。）（第31条の23で準用する場合を含む。）	生活安全 企画課長	不要	
	第3条第2項	許可条件の付加及び変更（臨時風俗営業、移動風俗営業に限る。）（第31条の23で準用する場合を含む。）	警察署長	不要	
	第4条第3項	滅失した場合の許可（第31条の23で準用する場合を含む。）	生活安全 企画課長	年報	
	第5条第1項	許可申請書の受理（第31条の23で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要	
	第5条第2項	許可証の交付（第31条の23で準用す	署生活安	不要	

項	る場合を含む。)	全課長	
第5条第3項	不許可の通知(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全	不要
第5条第4項	許可証の再交付(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安全	不要
第7条第1項	風俗営業の相続の不承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	全課長	
第7条第1項	風俗営業の相続の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	部長	不要
第7条第1項	風俗営業の相続の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	警察署長	不要
第7条第5項	相続に係る許可証の書換え(第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安全	不要
第7条第6項	相続の不承認により返納される許可証の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	全課長	不要
第7条の2第1項	合併の不承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全	不要
第7条の2第1項	合併の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	部長	不要
第7条の2第1項	合併の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	警察署長	不要
第7条の3第1項	分割の不承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全	不要
第7条の3第1項	分割の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	部長	不要
第7条の3第1項	分割の承認(第31条の23で準用する場合を含む。)	警察署長	不要
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の不承認(第20条第10項及び第31条の23で準用する場合を除く。)	生活安全	年報
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の不承認(第20条第10項で準用する場合に限る。)	企画課長	
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の不承認(第20条第10項で準用する場合に限る。)	警察署長	年報

第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の承認(第31条の23で準用する場合に限る。)	生活安全 企画課長	年報
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の承認(第20条第10項及び第31条の23で準用する場合を除く。)	警察署長	年報
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の承認(第20条第10項で準用する場合に限る。)	署生活安 全課長	年報
第9条第1項	風俗営業の構造設備の変更の承認(第31条の23で準用する場合に限る。)	警察署長	年報
第9条第3項	営業所の名称等の変更及び構造設備の軽微な変更に係る届出の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第9条第4項	営業所の名称変更等に係る許可証の書換え(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第9条第5項	特例風俗営業者の営業所の構造設備の変更に係る届出の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第10条第1項及び第3項	営業の廃止等により返納される許可証の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長	年報
第10条の2第2項	認定申請書の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第10条の2第3項	認定証の交付(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要

第10条の2 第4項	不認定の通知(第31条の23で準用する 場合を含む。)	生活安全 企画課長	不要
第10条の2 第5項	届出の受理及び認定証の再交付(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第10条の2 第7項及び 第9項	返納される認定証の受理(第31条の23で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第20条第2 項	遊技機の認定	生活安全 企画課長	年報
第20条第4 項	遊技機の検定	生活安全 企画課長	年報
第24条第5 項	管理者の解任勧告(解任理由書の交付を含む。)(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長	年報
第24条第6 項	管理者講習の実施(第31条の23で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長	年報
第25条	風俗営業者に対する指示	警察署長	年報
第27条第1 項	店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理	警察署長	年報
第27条第2 項	店舗型性風俗特殊営業の廃止に係る届出書の受理(第31条の12第2項で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第27条第2 項	店舗型性風俗特殊営業の変更に係る届出書の受理(第31条の12第2項で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	年報
第27条第4 項	店舗型性風俗特殊営業者に対する届出書確認書の交付(第31条の12第2項で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	年報
第27条第4 項	店舗型性風俗特殊営業者に対する届出確認書の不交付(第31条の12第2項で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長	年報

第29条	店舗型性風俗特殊営業者に対する指示	警察署長	年報
第31条第1項	店舗型性風俗特殊営業の停止に係る標章のはり付け	警察署長	不要
第31条第2項及び第3項	申請の受理及び店舗型性風俗特殊営業の停止に係る標章の取り除き	警察署長	不要
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理	警察署長	年報
第31条の2第2項	無店舗型性風俗特殊営業の廃止に係る届出書の受理(第31条の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要
第31条の2第2項	無店舗型性風俗特殊営業の変更に係る届出書の受理(第31条の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	年報
第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業者に係る届出確認書の交付(第31条の7第2項及び第31条の17第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	年報
第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する届出確認書の不交付	生活安全企画課長	年報
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業者に対する指示	警察署長	年報
第31条の4第2項	違法広告物の除却	警察署長	不要
第31条の6第1項	処分移送通知書の送付	生活安全企画課長	不要
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の届出書の受理	警察署長	年報

第31条の9 第1項	映像送信型性風俗特殊営業者に対する指示	警察署長	年報
第31条の9 第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告	生活安全 企画課長	不要
第31条の9 第3項	総務大臣との協議	生活安全 企画課長	不要
第31条の 10	映像送信型性風俗特殊営業に対する年少者利用防止のための命令	警察署長	不要
第31条の 11第1項	処分移送通知書の送付	生活安全 企画課長	不要
第31条の 12第1項	店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理	警察署長	年報
第31条の 14	店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	警察署長	年報
第31条の 16第1項	店舗型電話異性紹介営業の停止に係る標章のはり付け	警察署長	不要
第31条の 16第2項及 び第3項	申請の受理及び店舗型電話異性紹介営業の停止に係る標章の取り除き	警察署長	不要
第31条の 17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理	警察署長	年報
第31条の 19第1項	無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	警察署長	年報
第31条の 19第2項	違法広告物の除却	警察署長	不要
第31条の 21第1項	処分移送通知書の送付	生活安全 企画課長	不要
第31条の 22	特定遊興飲食店営業（臨時特定遊興飲食店営業を除く。）の許可	生活安全 企画課長	年報
第31条の	特定遊興飲食店営業（臨時特定遊興	警察署長	年報

22	飲食店営業に限る。)の許可		
第31条の22	特定遊興飲食店営業の不許可	生活安全 部長	年報
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	警察署長	年報
第33条第1項	深夜酒類提供飲食店営業の届出書の受理	警察署長	年報
第33条第2項	深夜酒類提供飲食店営業の廃止及び変更に係る届出書の受理	署生活安全課長	不要
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示	警察署長	年報
第35条の4第1項	接客業務受託営業者に対する指示	警察署長	年報
第35条の4第3項	処分移送通知書の送付	生活安全 企画課長	不要
第37条第1項	報告及び資料の提出要求	警察署長	不要
第37条第3項	身分証明書の発給	生活安全 企画課長	不要
第38条第1項	少年指導委員の委嘱	人身安全 少年課長	年報
第38条第5項	少年指導委員に対する研修の実施	人身安全 少年課長	年報
第38条第6項	少年指導委員の解嘱	人身安全 少年課長	年報
第38条の2第2項	少年指導委員に対する立入りの指示	人身安全 少年課長	年報
第38条の2第3項	立入りに係る報告の受理	人身安全 少年課長	年報
第38条の2	身分証明書の発給	人身安全	不要

	第4項 第42条 第44条第1項 第44条第2項	所轄庁に対する飲食店営業等の停止処分に係る通知 風俗営業者の団体等の届出の受理 団体に対する助言、指導その他の措置	少年課長 生活安全 企画課長 警察署長 生活安全 企画課長	不要 年報 不要	
刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）	第141条の2	司法警察員の指定及び変更に係る裁判所への通知（他の最高裁判所規則で準用する場合を含む。）	警務課長	不要	
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条 第5条第1項 第5条第2項 第5条第3項 第5条第4項 第7条第1項及び第2項 第7条第3項 第7条第5項 第8条第1項	古物営業の許可 許可申請書の受理 許可証の交付 不許可の通知 届出の受理及び許可証の再交付 変更の届出書の受理 変更の届出に係る他の公安委員会への通知 許可証の書換え 返納される許可証の受理	署副署長・次長 署生活安全課長 署生活安全課長 生活安全 企画課長 署生活安全課長 署生活安全課長 生活安全 企画課長 署生活安全課長 署生活安全課長	年報 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要	

項及び第3項		全課長	
第8条の2第1項	第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商に係る事項の閲覧	生活安全 企画課長	不要
第8条の2第2項	閲覧に供する事項の変更に係る補正	生活安全 企画課長	不要
第10条第1項	古物市場以外での競り売りに係る届出の受理	署生活安 全課長	不要
第10条第2項	古物市場以外での競り売りの届出に係る他の公安委員会への通知	生活安全 企画課長	不要
第10条第3項	電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による競り売りに係る届出の受理	署生活安 全課長	不要
第10条の2第1項	古物競りあっせん業の営業開始に係る届出書の受理	署生活安 全課長	不要
第10条の2第2項	古物競りあっせん業の廃止及び変更に係る届出書の受理	署生活安 全課長	不要
第13条第4項	管理者の解任の勧告	生活安全 企画課長	不要
第14条第1項	仮設店舗営業に係る届出の受理	署生活安 全課長	不要
第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定	生活安全 企画課長	年報
第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の拒否	生活安全 部長	年報
第23条第1項	必要な措置に係る指示	警察署長	年報

	項及び第2 項 第26条	情報の提供	署生活安 全課長	不要	
火薬類取締 法（昭和25 年法律第 149号）	第17条第1 項	猟銃用火薬類の譲渡又は譲受の許 可（有効期間の決定を含む。）（許 可条件を付加するものに限る。）	生活安全 部長	年報	
	第17条第1 項	猟銃用火薬類の譲渡又は譲受の許 可（有効期間の決定を含む。）（許 可条件を付加するものを除く。）	刑事官（署 副署長・次 長）	年報	
	第17条第4 項	許可証の交付	署生活安 全課長	不要	
	第17条第7 項	届出の受理及び許可証の書換え（第 19条第4項で準用する場合を含 む。）	署生活安 全課長	不要	
	第17条第8 項	申請書の受理及び許可証の再交付 （第19条第4項で準用する場合を 含む。）	署生活安 全課長	不要	
	第19条第1 項	運搬証明書の交付（有効期間の決定 を含む。）	刑事官（署 副署長・次 長）	年報	
	第19条第2 項	運搬に係る指示	刑事官（署 副署長・次 長）	不要	
	第19条第3 項	指示の運搬証明書への記載	刑事官（署 副署長・次 長）	不要	
	第24条第1 項	猟銃用火薬類等の輸入の許可（許可 条件を付加するものに限る。）	生活安全 部長	年報	
	第24条第1 項	猟銃用火薬類等の輸入の許可（許可 条件を付加するものを除く。）	刑事官（署 副署長・次	年報	

	第24条第3項	輸入の届出の受理	長) 署生活安全課長	不要	
	第25条第1項	猟銃用火薬類等の消費の許可(許可条件を付加するものに限る。)	生活安全部長	年報	
	第25条第1項	猟銃用火薬類等の消費の許可(許可条件を付加するものを除く。)	刑事官(署副署長・次長)	年報	
	第43条第2項	立入検査命令	警察署長	不要	
	第45条	運搬等に係る緊急措置命令	警察署長	会議報告	
	第48条	許可条件の付加	生活安全部長	不要	
	第52条第1項	知事に対する意見の提出	生活安全部長	年報	
	第52条第2項	通報(緊急措置等の通報に限る。)の受理	生活安全部長	会議報告	
	第52条第2項	製造許可等に係る通報の受理	刑事官(署副署長・次長)	不要	
	第52条第3項	緊急措置に係る通報の受理	生活安全部長	会議報告	
	第52条第4項	必要な措置の要請	生活安全部長	会議報告	
質屋営業法(昭和25年法律第158号)	第2条第1項	質屋営業の許可	署副署長・次長	年報	
	第3条第2項	許可しない場合の意見聴取等	生活安全部長	年報	
	第3条第3項	不許可の通知	生活安全	不要	

	項		企画課長		
	第4条第1項	営業内容変更の許可	署副署長・次長	年報	
	第4条第2項及び第3項	廃業等に係る届出の受理	署生活安全課長	年報	
	第8条第1項	許可証の交付	署生活安全課長	不要	
	第8条第2項	許可証の書換え	署生活安全課長	不要	
	第8条第3項	許可証の亡失等に係る届出の受理	署生活安全課長	不要	
	第8条第4項	許可証の再交付	署生活安全課長	不要	
	第9条第1項	返納される許可証の受理	署生活安全課長	不要	
	第27条第1項及び第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	生活安全企画課長	不要	
	第28条第3項第1号	相続人の承認	署副署長・次長	不要	
	第28条第5項	質契約終了行為を行う者の承認	署副署長・次長	不要	
	第28条第6項	相続人等の不承認	警察署長	年報	
火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)	第2条	返納される許可証の受理	署生活安全課長	不要	
	第3条	返納される運搬証明書の受理	署生活安全課長	不要	
	第4条	都道府県公安委員会との連絡	生活安全	不要	

			企画課長		
質屋営業法 施行規則 (昭和25年 総理府令第 25号)	第7条第3 項 第9条	営業の再開に係る届出の受理 保管設備の変更に係る届出の受理	署生活安 全課長 署生活安 全課長	不要 不要	
集会、集団 行進及び集 団示威運動 に関する条 例(昭和25 年8月県条 令第29号)	第3条第1 項 第3条第2 項 第3条第3 項	許可(重要特異なもの、道路場所又 は日時の変更を条件とするもの及 び不許可とするものを除く。) 許可証の交付 条件の変更(軽易なものに限る。)	警備部長 署警備課 長 警備部長	年報 不要 不要	
高圧ガス保 安法(昭和 26年法律第 204号)	第74条第1 項	製造の許可等に係る通報の受理	刑事官(署 副署長・次 長)	不要	
道路法(昭 和27年法律 第180号)	第95条の2 第1項 第95条の2 第1項 第95条の2 第2項 第95条の2 第2項 第95条の2	意見聴取に対する回答及び通知の 受理(区画線の設置、通行の禁止及 び通行の制限を除く。) 意見聴取に対する回答及び通知の 受理(区画線の設置、通行の禁止及 び通行の制限に限る。) 協議に対する回答及び通知の受理 (区画線の設置、通行の禁止及び通 行の制限を除く。) 協議に対する回答及び通知の受理 (高速道路交通警察隊の活動区域 における区画線の設置、通行の禁止 及び通行の制限に限る。) 協議に対する回答及び通知の受理	交通規制 課長 警察署長 交通規制 課長 高速道路 交通警察 隊長 警察署長	不要 不要 不要 不要 不要	

	第2項	(高速道路交通警察隊の活動区域以外における区画線の設置、通行の禁止及び通行の制限に限る。)			
航空法(昭和27年法律第231号)	第131条の2の5第9項	国土交通大臣との協議	生活安全 企画課長	不要	
	第131条の2の6第4項	国土交通大臣との協議	生活安全 企画課長	不要	
	第134条第5項	国土交通大臣との協議	生活安全 企画課長	不要	
武器等製造法(昭和28年法律第145号)	第28条第1項	製造の許可等に係る通報の受理	刑事官(署副署長・次長)	不要	
警察法(昭和29年法律第162号)	第60条第1項	援助の要求及び派遣	警察本部長	会議 報告	
	第60条第2項	警察庁への連絡	警察本部長	不要	
高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)	第24条の2	協議に対する回答及び通知の受理 (高速道路交通警察隊の活動区域に限る。)	高速道路 交通警察 隊長	不要	
	第24条の2	協議に対する回答及び通知の受理 (高速道路交通警察隊の活動区域を除く。)	警察署長	不要	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第79号)	第59条第5項	届出の受理及び運搬証明書の交付	生活安全 企画課長	年報	
	第59条第6項	運搬に係る指示	生活安全 企画課長	不要	
	第59条第7項	指示の運搬証明書への記載	生活安全 企画課長	不要	

年法律第 166号)	第59条第9 項	届出の受理及び運搬証明書の書換 え	生活安全 企画課長	不要	
	第59条第 10項	申請の受理及び運搬証明書の再交 付	生活安全 企画課長	不要	
	第67条第1 項	報告の徴収	生活安全 企画課長	不要	
	第68条第1 項	立入検査命令	生活安全 企画課長	不要	
	第68条第5 項	身分証明書の発給	生活安全 企画課長	不要	
	放射性同位 元素等の規 制に関する 法律（昭和 32年法律第 167号）	第18条第5 項	運搬の届出の受理	生活安全 企画課長	年報
第18条第6 項		運搬に係る指示	生活安全 企画課長	不要	
第42条第1 項		報告の徴収	生活安全 企画課長	不要	
第43条の2 第1項		立入検査命令	生活安全 企画課長	不要	
第43条の2 第3項		身分証明書の発給	生活安全 企画課長	不要	
核原料物 質、核燃料 物質及び原 子炉の規制 に関する法 律施行令 （昭和32年 政令第324 号）		第50条	返納される運搬証明書の受理	生活安全 企画課長	不要
	第51条第1 項	都道府県公安委員会との連絡	生活安全 企画課長	不要	
放射性同位 元素等の規	第18条	都道府県公安委員会との連絡	生活安全 企画課長	不要	

制に関する 法律施行令 (昭和35年 政令第259 号)					
銃砲刀剣類 所持等取締 法（昭和33 年法律第6 号）	第3条第1 項第11号	捕鯨用標識銃等の製造に係る届出 の受理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第1 項第12号	捕鯨用標識銃等の販売に係る届出 の受理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第1 項第13号	クロスボウの製造に係る届出の受 理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第1 項第14号	クロスボウの販売に係る届出の受 理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第1 項第15号	刀剣類の製造等に係る届出の受理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第2 項	人命救助等に従事する者に係る届 出の受理	署生活安 全課長	不要	
	第3条第3 項	使用人に係る届出の受理	署生活安 全課長	不要	
	第3条の2 第2項	使用人に係る届出の受理	署生活安 全課長	不要	
	第4条第1 項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可（ラ イフル銃、拳銃及び空気拳銃の所持 に係るもの並びにライフル銃以外 の猟銃、空気銃及びクロスボウの所 持の許可に係るもの（現に猟銃、空 気銃及びクロスボウの所持の許可 を受けていない場合に限る。）に限 る。）	署生活安 全課長	年報	
	第4条第1 項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可（ラ イフル銃、拳銃及び空気拳銃の所持	署生活安 全課長	年報	

		に係るもの並びにライフル銃以外の の猟銃、空気銃及びクロスボウの所 持の許可に係るもの（現に猟銃、空 気銃及びクロスボウの所持の許可 を受けていない場合に限る。）を除 く。）		
第4条第2 項	許可条件（ライフル銃、拳銃及び空 気拳銃の所持に係るもの並びに散 弾銃、空気銃及びクロスボウの所持 に係るもの（現に猟銃、空気銃及び クロスボウの所持の許可を受けて いない場合に限る。）に限る。）の 付加及び変更	生活安全 部長	不要	
第4条第2 項	許可条件（ライフル銃、拳銃及び空 気拳銃の所持に係るもの並びに散 弾銃、空気銃及びクロスボウの所持 に係るもの（現に猟銃、空気銃及び クロスボウの所持の許可を受けて いない場合に限る。）を除く。）の 付加及び変更	警察署長	不要	
第4条の2 第1項	許可申請書の受理（第5条の4第3 項、第6条第3項、第7条の3第3 項、第9条の5第4項、第9条の10 第3項及び第9条の16第2項で準 用する場合を含む。）	署生活安 全課長	不要	
第4条の3 第1項	認知機能検査の実施（第7条の3第 3項で準用する場合を含む。）	署生活安 全課長	不要	
第4条の3 第2項	医師の診断書の提出命令（第7条の 3第3項で準用する場合を含む。）	警察署長	不要	
第4条の4 第1項	銃砲等又は刀剣類の確認	署生活安 全課長	不要	

第4条の4 第2項	番号又は記号の指定及び打刻命令 (打刻命令書の交付を含む。)	署生活安 全課長	不要
第4条の4 第3項	表示措置命令	署生活安 全課長	不要
第5条の3 第1項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する 講習会の開催	生活安全 企画課長	年報
第5条の3 第2項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する 講習修了証明書の交付	署生活安 全課長	年報
第5条の3 第3項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する 講習修了証明書の書換え及び再交 付(第5条の4第3項、第5条の5 第3項、第9条の5第4項、第9条 の10第3項、第9条の14第3項及び 第9条の16第2項で準用する場合 を含む。)	署生活安 全課長	不要
第5条の3 第4項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する 講習会の開催に関する一部事務の 委託(第9条の14第3項で準用する 場合を含む。)	生活安全 企画課長	年報
第5条の3 の2第1項	クロスボウの取扱いに関する講習 会の開催	生活安全 企画課長	年報
第5条の3 の2第2項	クロスボウの取扱いに関する講習 修了証明書の交付	署生活安 全課長	年報
第5条の3 の2第3項	クロスボウの取扱いに関する講習 修了証明書の書換え及び再交付	署生活安 全課長	不要
第5条の3 の2第4項	クロスボウの取扱いに関する講習 会の開催に関する一部事務の委託	生活安全 企画課長	年報
第5条の4 第1項	技能検定の実施	生活安全 部長	年報
第5条の4 第2項	合格証明書の交付	署生活安 全課長	年報

第5条の5 第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	生活安全 企画課長	年報
第5条の5 第2項	技能講習修了証明書の交付	署生活安 全課長	年報
第5条の5 第4項	技能講習に関する一部事務の委託	生活安全 企画課長	年報
第6条第1 項	国際競技に参加する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持の許可	警察署長	年報
第7条第1 項	許可証の交付及び許可の追加事項の記載	署生活安 全課長	年報
第7条第2 項	届出の受理並びに許可証の書換え及び再交付(第9条の13第3項で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第7条の3 第2項	許可の更新	警察署長	年報
第8条第2 項、第4項 及び第5項	返納される許可証の受理(第9条の15第2項及び第3項で準用する場合を含む。)	署生活安 全課長	不要
第8条第3 項	許可事項の抹消	署生活安 全課長	不要
第8条第7 項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	警察署長	年報
第8条第8 項	申請の受理及び銃砲等又は刀剣類の返還	警察署長	不要
第8条第9 項	銃砲等又は刀剣類の売却及び廃棄(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項で準用する場合を含む。)	警察署長	不要
第8条第10	銃砲等又は刀剣類の売却代金の交	署生活安	不要

項	付（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項で準用する場合を含む。）	全課長	
第8条の2第2項	拳銃部品の提出命令及び仮領置	警察署長	年報
第8条の2第3項	申請の受理及び拳銃部品の返還	警察署長	不要
第9条第3項	返納される許可証の受理	署生活安全課長	不要
第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理	署生活安全課長	年報
第9条の2第1項	指定射撃場の指定	生活安全部長	年報
第9条の2第2項	指定射撃場の指定の解除	生活安全部長	年報
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定	生活安全部長	年報
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定申請の受理	署生活安全課長	不要
第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除	生活安全部長	年報
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定	生活安全部長	年報
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理	署生活安全課長	不要
第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	生活安全部長	年報
第9条の4	教習射撃場の指定申請の受理	署生活安全	年報

第1項		全課長	
第9条の4	教習射撃場の指定	生活安全	年報
第1項		部長	
第9条の4	教習射撃指導員の選任又は解任の	署生活安	不要
第2項	届出の受理（第9条の9第2項で準 用する場合を含む。）	全課長	
第9条の4	教習射撃指導員の解任命令（第9条	生活安全	年報
第3項	の9第2項で準用する場合を含 む。）	部長	
第9条の5	射撃教習資格の認定	生活安全	年報
第2項		部長	
第9条の5	射撃教習資格認定証の交付	署生活安	年報
第2項		全課長	
第9条の5	返納される認定証の受理（第9条の	署生活安	不要
第3項	10第3項及び第9条の16第2項で 準用する場合を含む。）	全課長	
第9条の6	教習用備付け銃に係る届出及び変	署生活安	年報
第2項	更届出の受理（第9条の11第2項で 準用する場合を含む。）	全課長	
第9条の6	教習用備付け銃に係る番号又は記	署生活安	不要
第3項	号の指定及び打刻命令（打刻命令書 の交付を含む。）（第9条の11第2 項で準用する場合を含む。）	全課長	
第9条の7	教習用備付け銃に係る保管の設備	生活安全	年報
第3項	又は方法の改善措置命令（第9条の 11第2項、第10条の6第6項、第 10条の8第2項及び第10条の8の 2第2項で準用する場合を含む。）	部長	
第9条の8	教習射撃場の指定の解除及び教習	生活安全	年報
第1項	修了証明書の交付の禁止	部長	
第9条の8	教習射撃場の指定の解除	生活安全	年報

第2項		部長	
第9条の8	教習用備付け銃の提出命令及び仮	警察署長	年報
第3項	領置		
第9条の8	申請の受理及び仮領置した教習用	警察署長	不要
第4項	備付け銃の返還		
第9条の9	練習射撃場の指定申請の受理	署生活安	年報
第1項		全課長	
第9条の9	練習射撃場の指定	生活安全	年報
第1項		部長	
第9条の10	射撃練習資格の認定及び練習資格	警察署長	年報
第2項	認定証の交付		
第9条の12	練習射撃場の指定の解除	生活安全	年報
第1項		部長	
第9条の12	練習用備付け銃の提出命令及び仮	警察署長	年報
第2項	領置		
第9条の12	申請の受理及び仮領置した練習用	警察署長	不要
第3項	備付け銃の返還		
第9条の13	年少射撃資格の認定申請の受理	署生活安	不要
第1項		全課長	
第9条の13	年少射撃資格の認定	生活安全	年報
第1項		部長	
第9条の13	年少射撃資格の不認定	生活安全	年報
第1項		部長	
第9条の13	年少射撃資格認定証の交付	署生活安	年報
第2項		全課長	
第9条の14	年少射撃資格の認定のための講習	警察署長	年報
第1項	会の開催		
第9条の14	年少射撃資格講習修了証明書の交	署生活安	年報
第2項	付	全課長	
第9条の16	クロスボウ射撃資格の認定及びク	警察署長	年報

第1項	ロスボウ射撃資格認定証の交付			
第10条の6 第1項	保管状況に係る報告要求	警察署長	不要	
第10条の6 第2項	猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所への立入検査命令	警察署長	不要	
第10条の6 第4項	身分証明書の発給(第27条の2第3項で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長	不要	
第10条の8 第1項	猟銃等保管業の届出の受理	署生活安 全課長	年報	
第10条の8 第3項	猟銃等保管業務の廃止命令及び停止命令	生活安全 部長	年報	
第10条の8 第4項	猟銃等保管業務の廃止届出の受理	署生活安 全課長	年報	
第10条の8 の2第1項	クロスボウ保管業の届出の受理	署生活安 全課長	年報	
第10条の8 の2第3項	クロスボウ保管業務の廃止命令及び停止命令	生活安全 部長	年報	
第10条の8 の2第4項	クロスボウ保管業務の廃止届出の受理	署生活安 全課長	年報	
第10条の9 第1項及び 第2項	必要な措置に係る指示	警察署長	年報	
第11条第8 項及び第9 項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	警察署長	年報	
第11条第 10項及び第 11項	申請の受理及び銃砲等又は刀剣類の返還	警察署長	不要	
第11条の2 第1項、第	拳銃部品の提出命令及び仮領置	警察署長	年報	

2 項及び第 3 項			
第11条の2 第4 項及び 第5 項	申請の受理及び拳銃部品の返還	刑事官（署 副署長・次 長）	不要
第12条の3	報告要求又は医師の受診命令	生活安全 部長	不要
第13条 第13条の2	検査命令及び報告要求 公務所等への照会	警察署長 生活安全 企画課長 又は警察 署長	不要 不要
第13条の3 第1 項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び 保管	警察署長	不要
第13条の3 第2 項	銃砲等又は刀剣類の返還	刑事官（署 副署長・次 長）	不要
第13条の3 第3 項	拳銃部品の提出命令及び保管	警察署長	不要
第13条の3 第4 項	拳銃部品の返還	刑事官（署 副署長・次 長）	不要
第14条第4 項	登録に係る教育委員会からの通知 の受理	生活安全 企画課長	不要
第16条第2 項	登録証返納に係る教育委員会から の通知の受理	生活安全 企画課長	不要
第17条第3 項	登録を受けた銃砲刀剣類の異動に 係る教育委員会からの通知の受理	生活安全 企画課長	不要
第18条の2 第3 項	刀剣類製作の承認に係る教育委員 会からの通知の受理	生活安全 企画課長	不要

第21条の3 第1項第4 号	準空気銃製造等の届出の受理	署生活安 全課長	不要
第22条の2 第1項	模造拳銃銃製造等の届出の受理（第22条の3第2項で準用する場合を含む。）	署生活安 全課長	不要
第26条第2 項	災害等における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	警察署長	会議 報告
第26条第5 項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還	警察署長	不要
第27条第1 項	違法に所持する銃砲等又は刀剣類の提出命令	警察署長	年報
第27条の2 第1項	指定射撃場等に対する報告要求	警察署長	不要
第27条の2 第2項	指定射撃場等への立入検査命令	警察署長	不要
第27条の3	警察官等による拳銃等の譲受け等に係る許可。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、緊急やむを得ないと認められる場合に限る。 (1) 拳銃等とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合 (2) 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多数がい集する場所以外の場所で行われる場合 (3) その他、危害予防上の措置が十分になされている場合	警察本部 長	会議 報告
第28条の2	猟銃安全指導委員の委嘱	生活安全	会議

	第1項		部長	報告	
	第28条の2	猟銃安全指導委員に対する情報の提供	警察署長	不要	
	第3項				
	第28条の2	猟銃安全指導委員に対する研修の実施	生活安全 企画課長	不要	
	第6項				
	第28条の2	猟銃安全指導委員の解嘱	生活安全	会議	
	第7項		部長	報告	
	第29条第1項	申出の受理	生活安全	会議	
	第29条第2項	調査の実施及び調査後の適切な措置	部長 警察署長	報告 会議	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第17条第2項	猟銃等講習会の開催に係る公表（日程、場所等の決定を含む。）	生活安全 企画課長	会議 報告	
	第19条の2	クロスボウ講習会の開催に係る公表（日程、場所等の決定を含む。）	生活安全 企画課長	会議 報告	
	第20条第1項	技能検定の日時等の通知	署生活安全課長	不要	
	第29条第1項	年少射撃資格講習会の開催に係る公表（日程、場所等の決定を含む。）	生活安全 企画課長	会議 報告	
	第35条	都道府県公安委員会との連絡	生活安全 企画課長	不要	
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出の変更に係る届出書の受理	署生活安全課長	不要	
	第4条第3項	受理した旨を記載した銃砲刀剣類製造等届出書の交付	署生活安全課長	不要	
	第4条第4項	事業廃止の届出の受理	署生活安全課長	不要	
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書	署生活安全課長	不要	
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付	署生活安	不要	

項		全課長	
第6条第3項	使用人でなくなった場合又は使用人届出書に変更が生じた場合の届出の受理（第5条第3項で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要
第6条第5項	使用人届出済証明書の亡失に係る届出の受理（第5条第3項で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要
第10条第3項	医師の受診要求	警察署長	不要
第12条第2項	推薦取消しの通知の受理	生活安全課長	不要
第20条	講習会受講申込書の受理	署生活安全課長	不要
第26条	技能講習受講申込書の受理	署生活安全課長	不要
第30条	許可期間延長申請書の受理	署生活安全課長	不要
第46条第1項	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理	署生活安全課長	不要
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付の申請の受理及び再交付	署生活安全課長	不要
第54条	教習射撃場指定申請書に係る記載事項変更届出書の受理（第68条で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要
第58条第2項	届出を受理した旨を記載した教習用備付け銃等変更届出書の交付（第72条で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要
第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理	署生活安全課長	不要

	第90条第2項	変更事項を朱書した保管業届出書の受理	署生活安全課長	不要	
	第90条第3項	届出を受理した旨を記載した保管業届出書の交付	署生活安全課長	不要	
	第94条	使用実績報告書の受理	署生活安全課長	不要	
	第100条第2項	変更事項を朱書きした準空気銃製造等届出書の受理	署生活安全課長	不要	
	第100条第3項	届出を受理した旨を記載した準空気銃製造等届出書の交付	署生活安全課長	不要	
	第100条第4項	準空気銃製造等の廃止に係る届出の受理	署生活安全課長	不要	
	第102条第3項	変更事項を朱書きした模造拳銃製造等届出書の受理（第103条第2項で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要	
	第102条第4項	届出を受理した旨を記載した模造拳銃製造等届出書の交付（第103条第2項で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要	
	第102条第5項	模造拳銃製造等の廃止に係る届出の受理（第103条第2項で準用する場合を含む。）	署生活安全課長	不要	
	第117条	台帳の登載及び整理	署生活安全課長	不要	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	次に掲げる交通規制 (1) 第8条第1項に規定する車両通行止めの指定 (2) 第22条に規定する最高速度の指定（道路交通法施行令第11条に規定する自動車の最高速度を超えるものに限る。） (3) 第49条第1項並びに第49条の	警察本部長	半年報	

	第4条第1項	<p>2 第2項及び第3項に規定する時間制限駐車区間の指定</p> <p>次に掲げる交通規制</p> <p>(1) 第17条第5項第4号に規定する追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の指定</p> <p>(2) 第20条の2第1項に規定する路線バス等優先通行帯の指定</p> <p>(3) 第22条に規定する最高速度の指定(道路交通法施行令第11条に規定する自動車の最高速度以内のものに限る。)</p> <p>(4) 第44条に規定する駐停車禁止の指定</p> <p>(5) 第45条第1項に規定する駐車禁止の指定</p>	交通部長	年報	
	第4条第1項	<p>次に掲げる交通規制</p> <p>(1) 第2条第1項第3号の4及び第2条第2項に規定する路側帯の指定</p> <p>(2) 第2条第1項第3号の4及び第47条第3項に規定する駐停車禁止路側帯の指定</p> <p>(3) 第2条第1項第3号の4、第17条の2第1項及び第47条第3項に規定する歩行者用路側帯の指定</p> <p>(4) 第2条第1項第4号に規定する横断歩道の指定</p> <p>(5) 第2条第1項第4号の2に規定する自転車横断帯の指定</p>	交通規制課長	不要	

- | | | |
|--|---|--|
| | <p>(6) 第2条第1項第7号及び第20条第1項に規定する車両通行帯の指定</p> <p>(7) 第4条第1項に規定する進行方向の指定</p> <p>(8) 第8条第1項に規定する指定方向外進行禁止の指定</p> <p>(9) 第8条第1項に規定する一方通行の指定</p> <p>(10) 第12条第2項に規定する斜め横断可の指定</p> <p>(11) 第13条第2項に規定する歩行者横断禁止の指定</p> <p>(12) 第17条第4項に規定する中央線の指定</p> <p>(13) 第17条第6項に規定する立入禁止部分の指定</p> <p>(14) 第20条第2項に規定する自転車専用通行帯の指定</p> <p>(15) 第25条の2第2項に規定する車両横断禁止及び転回禁止の指定</p> <p>(16) 第26条の2第3項に規定する進路変更禁止の指定</p> <p>(17) 第30条に規定する追越し禁止の指定</p> <p>(18) 第33条、第36条第2項、第38条第1項及び第43条に規定する停止線の指定</p> <p>(19) 第34条第1項、第2項及び第4項に規定する右左折の方法の</p> | |
|--|---|--|

	<p>指定</p> <p>(20) 第34条第5項に規定する一般原動機付自転車の右折方法（二段階及び小回り）の指定</p> <p>(21) 第35条第1項に規定する進行方向別通行区分の指定</p> <p>(22) 第42条に規定する徐行の指定</p> <p>(23) 第43条に規定する一時停止の指定</p> <p>(24) 第45条の2第1項に規定する高齢運転者等専用駐車区間の指定</p> <p>(25) 第46条及び第48条に規定する右側停車可及び駐車可の指定</p> <p>(26) 第48条、第49条第1項及び第49条の2第3項に規定する駐車方法の指定</p> <p>(27) 第50条第2項に規定する停止禁止部分の指定</p> <p>(28) 第54条第1項第1号及び第2号に規定する警笛鳴らせ及び警笛区間の指定</p> <p>(29) 第63条の4第1項及び第2項に規定する普通自転車歩道通行可及び歩道通行部分の指定</p> <p>(30) 第63条の7第2項に規定する普通自転車の交差点進入禁止の指定</p>	<p>信号機、道路標識等の設置及び管理</p> <p>交通規制</p> <p>課長</p>	<p>不要</p>	
第4条第1項				

第4条第1項	信号機、道路標識等の管理	高速道路 交通警察 隊長	不要
第4条第1項	信号機の管理並びに道路標識等の 設置及び管理	警察署長	不要
第15条の3 第1項	遠隔操作型小型車の通行の届出及 び変更届出の受理	交通部長	会議 報告
第15条の3 第3項	届出番号等の通知	交通部長	会議 報告
第15条の5 第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対す る報告及び資料提出の要求並びに 立入検査	交通部長	会議 報告
第15条の6 第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対す る必要な措置の指示	交通部長	会議 報告
第22条の2 第1項	最高速度に係る指示	交通指導 課長	半年 報
第22条の2 第2項	指示に係るあらかじめの協議(第66 条の2第2項で準用する場合を含 む。)	交通指導 課長	不要
第45条の2 第1項及び 第2項	高齢運転者等が運転する普通自動 車の届出の受理及び高齢運転者等 標章の交付	署交通課 長	不要
第45条の2 第3項	高齢運転者等標章の再交付	署交通課 長	不要
第45条の2 第4項	返納される高齢運転者等標章の受 理	署交通課 長	不要
第51条の3 第2項	指定車両移動保管機関に対する改 善措置命令	警察本部 長	会議 報告
第51条の4 第3項	警察署長からの報告の受理	交通指導 課長	不要

第51条の4 第4項	放置違反金の納付命令	交通指導 課長	年報
第51条の4 第6項	弁明書等の提出の機会の付与に係る通知	交通指導 課長	年報
第51条の4 第6項	弁明書等の受理	交通指導 課長	不要
第51条の4 第12項	納付命令をしない旨の通知及び仮納付金の返還	交通指導 課長	年報
第51条の4 第13項	放置違反金の督促	交通指導 課長	年報
第51条の4 第14項	放置違反金等の滞納処分	交通指導 課長	年報
第51条の4 第16項	放置違反金の納付命令の取消し	交通指導 課長	年報
第51条の4 第17項	納付命令の取消しの通知及び放置違反金等の還付	交通指導 課長	年報
第51条の5 第1項	放置車両の使用者等に対する報告及び資料提出の要求	交通指導 課長	不要
第51条の5 第2項	官庁等への照会及び協力要求	交通指導 課長	不要
第51条の6 第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理	交通指導 課長	不要
第51条の8 第4項	確認事務委託に係る法人の登録	交通指導 課長	年報
第51条の8 第6項	確認事務委託に係る法人の登録の更新	交通指導 課長	年報
第51条の9 第1項	登録を受けた法人に対する適合命令	交通指導 課長	不要
第51条の11 第1項	登録を受けた法人に対する報告要求及び立入検査	交通指導 課長	不要

第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付	交通指導課長	年報
第58条の4	過積載車両に係る指示	交通指導課長	半年報
第59条第2項	牽引の許可	署交通課長	不要
第59条第3項	牽引許可証の交付	署交通課長	不要
第66条の2第1項	過労運転に係る指示	交通指導課長	半年報
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任届及び解任届の受理	交通企画課長	不要
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	交通企画課長	不要
第75条第2項	自動車の使用制限命令	警察本部長	会議報告
第75条第3項	自動車の使用制限命令を行う場合の行政庁からの意見の聴取（第75条の2第3項で準用する場合を含む。）	交通指導課長	不要
第75条第9項	使用制限書の交付及び標章のはり付け（第75条の2第3項で準用する場合を含む。）	警察署長	不要
第75条第10項	標章の除去申請書の受理（第75条の2第3項で準用する場合を含む。）	交通指導課長	不要
第75条第10項	標章の除去（第75条の2第3項で準用する場合を含む。）	警察署長	不要
第75条の2第1項及び第2項	自動車の使用制限命令	警察本部長	会議報告

第75条の2 の2第1項	安全運転推進に係る報告及び資料 提出の要求	交通企画 課長	不要
第75条の2 の2第2項	自動車の適正使用に係る報告及び 資料提出の要求	交通指導 課長	不要
第89条第1 項	免許申請書及び質問票の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第89条第2 項	質問票の交付	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第89条第3 項	届出教習所で教習を受けている者 で県外に住所を有する者への検査 及び書面の交付	運転免許 課長	不要
第90条第1 項	免許（仮免許を除く。）の付与	運転免許 課長	不要
第90条第4 項	弁明等の機会の付与及び弁明の日 時等の通知（第7項及び第14項で準 用する場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第90条第5 項	免許の効力の停止処分	運転免許 課長	不要
第90条第8 項	適性検査の受検命令及び医師の診 断書の提出命令	運転免許 課長	不要
第90条第 11項	他の公安委員会への通知及び受理	運転免許 課長	不要
第90条の2 第2項	未受講者に対する免許の不付与	運転免許 課長	不要
第91条	免許に係る条件の付加及び変更	運転免許 課長又は 署交通課	不要

第91条の2 第1項	免許の条件の付加又は変更に係る 申請の受理	長 運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第91条の2 第2項	申請による免許に係る条件の付加	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第91条の2 第2項	申請による免許に係る条件の変更	運転免許 課長	不要
第91条の2 第3項	申請により付された免許の条件の 変更についての審査	運転免許 課長	不要
第92条第1 項	免許証（仮免許証を除く。）の交付	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第92条第2 項	併記免許証の交付	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第93条第1 項及び第2 項	免許証への記載	運転免許 課長	不要
第93条第2 項	免許条件の免許証への記載	署交通課 長	不要
第93条の2	免許証への電磁的方法による記録	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第94条第1	免許証記載事項の変更届の受理及	運転免許	不要

項	びその記載	課長又は 署交通課 長	
第94条第2 項	再交付申請書の受理及び再交付	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第97条第1 項	運転免許試験	運転免許 課長	年報
第97条第1 項	仮免許の試験	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第97条の2	運転免許試験の一部免除	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第97条の2 第1項第3 号イ及びロ 並びに第 101条の4 第2項	認知機能検査の実施	運転免許 課長	不要
第97条の2 第1項第3 号イ及びハ 並びに第 101条の4 第3項	運転技能検査の実施	運転免許 課長	不要
第97条の2 第2項	運転技能検査等の結果による運転 免許試験の免除の拒否	運転免許 課長	不要

第97条の3 第1項	合格の取消し	運転免許 課長	不要
第97条の3 第1項	運転免許試験の停止	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第97条の3 第2項	合格決定取消しの通知	運転免許 課長	不要
第97条の3 第3項	受験の制限	運転免許 課長	不要
第98条第2 項	自動車教習所設置者等からの届出 の受理	運転免許 課長	不要
第98条第3 項	自動車教習所設置者等に対する必 要な指導及び助言（第108条の32の 2第4項（第108条の32の3第2項 で準用する場合を含む。）で準用す る場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第98条第4 項	自動車安全運転センターに対する 要請（第108条の32の2第4項（第 108条の32の3第2項で準用する 場合を含む。）で準用する場合を含 む。）	運転免許 課長	不要
第98条第5 項	自動車教習所設置者等に対する報 告及び資料提出の要求（第108条の 32の2第4項（第108条の32の3第 2項で準用する場合を含む。）で準 用する場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第99条第1 項	指定自動車教習所に係る申請書の 受理	運転免許 課長	不要
第99条の2 第4項	技能検定員資格者証の交付	運転免許 課長	不要

第99条の2 第5項	技能検定員資格者証の返納命令（第99条の3第5項で準用する場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第99条の3 第4項	教習指導員資格者証の交付	運転免許 課長	不要
第99条の6 第1項	指定自動車教習所への立入検査	運転免許 課長	不要
第99条の6 第2項	身分証明書の発給	運転免許 課長	不要
第99条の7 第1項	指定自動車教習所に対する適合措置命令	運転免許 課長	不要
第99条の7 第2項	指定自動車教習所に対する監督上必要な命令	運転免許 課長	不要
第100条の2 第1項	再試験の実施	運転免許 課長	年報
第100条の2 第4項	基準該当初心運転者に対する再試験の通知（第100条の3第3項で準用する場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第100条の2 第5項	再試験受験申込書の受理（やむを得ない理由の認定を含む。）	運転免許 課長	不要
第100条の3 第1項	再試験に係る試験移送通知書の送付及び受理（第3項で準用する場合を含む。）	運転免許 課長	不要
第101条第1項	更新申請書及び質問票の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条第3項	免許証の更新等に関する書面の送付	運転免許 課長	不要
第101条第4項	質問票の交付	運転免許 課長又は	不要

			署交通課 長	
第101条第 5項	適性検査の実施		運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条第 6項	免許証の更新		運転免許 課長	年報
第101条の 2第1項	更新の特例申請書及び質問票の受 理		運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条の 2第2項	更新の特例に係る質問票の交付		運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条の 2第3項	更新の特例に係る適性検査の実施		運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条の 2第4項	更新の特例に係る免許証の更新		運転免許 課長	不要
第101条の 2の2第1 項	経由地公安委員会として行う更新 申請書及び質問票の受理		運転免許 課長	不要
第101条の 2の2第2 項	経由地公安委員会として行う適性 検査の実施		運転免許 課長	不要
第101条の 2の2第3 項	適性検査の結果を記載した書面、更 新申請書及び質問票の送付		運転免許 課長	不要

第101条の 2の2第4 項	講習を受講した旨の通知	運転免許 課長	不要
第101条の 2の2第5 項	住所地を管轄する公安委員会として行う適性検査の実施及びその通知	運転免許 課長	不要
第101条の 3第2項	未受講者に対する免許証の更新拒否	運転免許 課長	不要
第101条の 4第4項	運転技能検査等の結果による免許証の更新拒否	運転免許 課長	不要
第101条の 4第5項	高齢者に対する免許証の更新等に関する書面の送付	運転免許 課長	不要
第101条の 5	免許を受けた者に対する報告徴収	運転免許 課長	不要
第101条の 6第1項	医師の診察結果の届出の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第101条の 6第2項	医師からの確認要求への回答	運転免許 課長	不要
第101条の 6第4項	他の公安委員会への通知	運転免許 課長	不要
第101条の 7第1項	臨時認知機能検査の実施	運転免許 課長	不要
第101条の 7第2項	臨時認知機能検査の通知	運転免許 課長	不要
第101条の 7第4項	臨時高齢者講習の実施	運転免許 課長	不要
第101条の 7第5項	臨時高齢者講習の通知	運転免許 課長	不要

第102条第1項から第4項まで	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令	運転免許課長又は警察署長	不要
第102条第5項	臨時適性検査の実施	運転免許課長又は警察署長	不要
第102条第6項	臨時適性検査の通知	運転免許課長又は警察署長	不要
第103条第1項	免許の停止	運転免許課長	不要
第103条第3項	処分移送通知書の送付又は受理（第5項、第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第103条第6項	適性検査の受検命令及び医師の診断書の提出命令	運転免許課長	不要
第103条第9項	他の公安委員会への通知（第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第103条の2第4項	仮停止通知書及び免許証の受理（第107条の5第10項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第103条の2第5項	処分移送通知書、仮停止通知書及び免許証の送付（第107条の5第10項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第104条第1項	意見の聴取の通知及び公示（第104条の2の2第6項、第104条の2の4第6項及び第107条の5第4項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第104条の	再試験による免許の取消し	運転免許	不要

2の2第1項		課長	
第104条の2の2第3項	再試験に係る取消しの処分移送通知書の送付（第5項で準用する場合を含む。）	運転免許	不要
第104条の2の2第7項	再試験に係る取消しに係る他の公安委員会への通知又は受理	課長	不要
第104条の2の3第1項	臨時適性検査を受けるべき者又は医師の診断書を提出すべき者の免許の停止及び解除	運転免許	不要
第104条の2の3第2項	弁明の機会の付与	課長	不要
第104条の2の3第3項	臨時認知機能検査等を受けない者、臨時高齢者講習を受けない者、医師の診断書提出命令に応じない者又は臨時適性検査を受けない者の免許の停止	運転免許	不要
第104条の2の4第3項	特例取得免許に係る取消しの処分移送通知書の送付（第5項で準用する場合を含む。）	課長	不要
第104条の2の4第4項	特例取得免許に係る取消しの処分移送通知書の受理	課長	不要
第104条の2の4第7項	特例取得免許の取消しに係る他の公安委員会への通知又は他の公安委員会からの通知の受理	課長	不要
第104条の3第4項	通知及び免許証の受理	運転免許	不要
第104条の	請求の受理及び免許証の返還	課長	不要

3 第 5 項		課長	
第104条の 4 第 1 項	免許取消申請及び取消しに伴って 受ける免許に係る申出の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第104条の 4 第 2 項	申請による免許の取消し	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第104条の 4 第 3 項	申請による取消しに伴って受ける 免許の付与	運転免許 課長	不要
第104条の 4 第 5 項	運転経歴証明書の交付申請の受理 (第105条第 2 項で準用する場合を 含む。)	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第104条の 4 第 6 項	運転経歴証明書の交付 (第105条第 2 項で準用する場合を含む。)	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第106条	国家公安委員会への報告及び通報 の受理	運転免許 課長	不要
第107条第 1 項	返納される免許証 (仮免許証を除 く。) の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第107条第 2 項	他の種類の免許に係る免許証の交 付	運転免許 課長	不要
第107条第 3 項	提出される免許証の受理	運転免許 課長	不要
第107条第 4 項	提出された免許証の返還	運転免許 課長	不要

第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収	運転免許課長	不要
第107条の4第1項	国際運転免許証に係る臨時適性検査の通知及び実施	運転免許課長	不要
第107条の4第3項	臨時適性検査を受けた者に対する措置命令	運転免許課長	不要
第107条の5第1項	国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止（禁止期間が90日未満に限る。）	運転免許課長	不要
第107条の5第5項	提出される免許証の受理	運転免許課長	不要
第107条の5第6項	提出された免許証の返還（第7項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要
第107条の5第7項	提出される免許証の受理	運転免許課長	不要
第107条の5第8項	処分事項の記載	運転免許課長	不要
第107条の6	国家公安委員会への報告	運転免許課長	不要
第107条の7第2項	国外運転免許証交付申請書の受理	運転免許課長又は署交通課長	不要
第107条の7第3項	国外運転免許証の交付	運転免許課長又は署交通課長	年報
第107条の10第1項	返納される国外運転免許証の受理	運転免許課長又は署交通課長	不要

第107条の10第2項	提出される国外運転免許証の受理	運転免許課長	不要
第107条の10第3項	提出された国外運転免許証の返還	運転免許課長	不要
第108条第1項	免許関係事務の委託	交通部長	不要
第108条の2第1項	講習（安全運転管理者等講習、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に限る。）の実施	交通企画課長	不要
第108条の2第1項	講習（安全運転管理者等講習、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習を除く。）の実施	運転免許課長	不要
第108条の2第2項	講習の実施	運転免許課長	不要
第108条の2第3項	講習の委託	交通部長	不要
第108条の3第1項	初心運転者講習に係る通知	運転免許課長	不要
第108条の3第2項	やむを得ない理由の認定	運転免許課長	不要
第108条の3の2	違反者講習に係る通知	運転免許課長	不要
第108条の3の3	若年運転者講習に係る通知	運転免許課長	不要
第108条の3の4第1項	講習通知事務の委託	交通部長	不要
第108条の3の5第1項	講習の受講命令	交通企画課長	不要

項及び第2項				
第108条の3の6	講習の受講命令等の報告	交通企画課長	不要	
第108条の4第2項	特定講習を行おうとする者からの申請の受理	運転免許課長	不要	
第108条の5第3項	運転適性指導員及び運転習熟指導員の解任命令	交通部長	不要	
第108条の6第1項	講習業務規程の認可及び変更の認可	運転免許課長	不要	
第108条の8第1項	指定講習機関に対する適合措置命令	運転免許課長	不要	
第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督上必要な命令	運転免許課長	不要	
第108条の9	指定講習機関に対する検査、報告及び資料提出の要求	運転免許課長	不要	
第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱	交通部長	会議報告	
第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱	交通部長	不要	
第108条の30第3項	協議会からの意見申出の受理及び処理	交通企画課長	不要	
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定	交通部長	口頭報告	
第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育認定の公示（第108条の32の3第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定	交通部長	口頭報告	

項				
第108条の34	行政庁等及び使用者に対する通知	交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長	不要	
第109条の2第1項	交通情報の提供	交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び署交通課長	不要	
第109条の2第2項	交通情報提供事務の委託	交通部長	不要	
第110条の2第1項	交通公害に関する資料の要求	交通部長	不要	
第110条の2第2項	知事等からの意見の聴取	交通部長	不要	
第110条の2第3項	道路管理者からの意見の聴取及び事後通知（広域規制に限る。）	交通規制課長	不要	
第110条の2第3項	道路管理者からの意見の聴取及び事後通知（広域規制を除く。）	警察署長	不要	
第110条の2第4項	道路管理者への協議及び事後通知（高速自動車国道及び自動車専用道路（高速道路交通警察隊の活動区域に限る。）の交通規制を除く。）	交通規制課長	不要	
第110条の	道路管理者への協議及び事後通知	高速道路	不要	

2第4項	(高速自動車国道及び自動車専用道路(高速道路交通警察隊の活動区域に限る。))の交通規制に限る。)	交通警察隊長		
第110条の2第5項、第6項及び第7項	地方公共団体からの意見の聴取	警察署長	不要	
第111条第1項	交通量等の調査	交通規制課長又は警察署長	不要	
第111条第3項	道路管理者及び行政庁への調査結果の通知	交通規制課長又は警察署長	不要	
第114条の5第1項	自衛隊の防衛出動時における通行の禁止又は制限(2以上の警察署にわたるものに限る。)	交通部長	不要	
第114条の5第1項	自衛隊の防衛出動時における通行の禁止又は制限(2以上の警察署にわたるものを除く。)	警察署長	不要	
	法令等に基づきなされる他の行政庁からの交通の安全と円滑に関する協議、意見照会等の受理及び回答	交通規制課長	不要	
	緊急通行車両等事前届出の受理	交通規制課長	不要	
	緊急通行車両等事前届出済証の交付	交通規制課長	不要	
	規制除外車両に対する標章及び通行証明書の交付(災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる車両を除く。)	交通規制課長又は警察署長	不要	
	規制除外車両通行申請の受理(災害	交通規制	不要	

		対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる車両を除く。)	課長又は警察署長		
道路交通法 施行令（昭和35年政令第270号）	第13条第1項	緊急自動車に係る指定申請及び届出の受理並びに指定	交通企画課長	不要	
	第14条の2	道路維持作業用自動車に係る指定申請及び届出の受理並びに指定	交通企画課長	不要	
	第33条の6の2第6号	やむを得ない理由の認定	運転免許課長又は署交通課長	不要	
	第37条の11第7号	やむを得ない理由の認定	運転免許課長	不要	
	第40条の2第2号	免許関係事務の委託の公示	運転免許課長	不要	
道路交通法 施行規則（昭和35年 総理府令第60号）	第6条の3の3	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理	署交通課長	不要	
	第9条の9	安全運転管理者等に係る認定	交通企画課長	不要	
	第15条の2	緊急自動車の運転資格の審査	運転免許課長	不要	
	第18条の3	運転免許の拒否等に係る通知	運転免許課長	不要	
	第18条の5	限定解除審査申請書の受理	運転免許課長又は署交通課長	不要	
	第21条第1項第4号	免許証の再交付の申請が相当であるとの認定	運転免許課長又は署交通課長	不要	
	第22条第1	試験場の指定（第28条の2で準用す	運転免許	不要	

項	る場合を含む。)	課長	
第22条第2項	受験の日時及び場所の指定(第28条の2で準用する場合を含む。)	運転免許課長又は署交通課長	不要
第22条第3項	届出の受理及び受験の日時の指定(第28条の2で準用する場合を含む。)	運転免許課長又は署交通課長	不要
第24条第7項	試験用自動車の指定(第28条の2で準用する場合を含む。)	運転免許課長	不要
第24条第8項	技能試験官の指定(第28条の2で準用する場合を含む。)	警察本部長	不要
第26条の3第2項	認知機能検査を受けた者に対する書類の交付	運転免許課長	不要
第26条の4第3号、第29条の2の3第3号及び第29条の2の5第1項第4号	医師が作成した認知症に係る診断書等の受理	運転免許課長又は署交通課長	不要
第26条の5第6項	運転技能検査を受けた者に対する書類の交付	運転免許課長	不要
第28条	運転免許試験成績証明書の交付	運転免許課長	不要
第29条第9項	免許証の交付(第29条の2第7項で準用する場合を含む。)	運転免許課長又は署交通課長	不要
第29条の2	経由申請書の受理	運転免許	不要

の2第1項		課長	
第29条の2 の5第4項	やむを得ない理由に係る書類の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第29条の2 の6第4項	やむを得ない理由に係る書類の受理	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第30条の4	運転免許取消し等の通知	運転免許 課長	不要
第30条の9 第4項	申請による運転免許取消しの通知	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第30条の 11第1項	運転経歴証明書への記載	運転免許 課長	不要
第30条の 12第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更 届の受理及びその記載	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第30条の 13	運転経歴証明書の再交付申請書の 受理及び再交付	運転免許 課長又は 署交通課 長	年報
第30条の 13第1項第 5号	運転経歴証明書の再交付の申請が 相当であるとの認定	運転免許 課長又は 署交通課 長	不要
第30条の 14	返納される運転経歴証明書の受理	運転免許 課長又は	不要

			署交通課 長		
	第36条	指定自動車教習所指定申請書の記載事項に係る変更届の受理	運転免許 課長	不要	
	第37条第1項	指定書の交付及び指定取消しの通知	運転免許 課長	不要	
	第37条第2項	命令書の交付	運転免許 課長	不要	
	第37条の2の2第2項	命令書の交付	運転免許 課長	不要	
	第38条第17項	講習終了証明書の交付	運転免許 課長	不要	
	第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付	運転免許 課長	不要	
	第38条の4の2第3項	違反者講習を受けない理由に係る書類の受理	運転免許 課長	不要	
火薬類の運搬に関する 内閣府令 (昭和35年 総理府令第 65号)	第2条第1項	運搬に係る届出書等の受理	署生活安 全課長	不要	
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路におけるものに限る。）	交通部長	不要	
	第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道	警察署長	不要	

		路におけるものを除く。)		
第76条第1項		災害時における通行の禁止又は制限(2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路におけるものに限る。)	交通部長	不要
第76条第1項		災害時における通行の禁止又は制限(2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路におけるものを除く。)	警察署長	不要
第76条第2項		通行の禁止又は制限の周知措置(道路交通法第114条の5第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条第2項で準用する場合を含む。)	交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長	不要
第76条の4第1項から第3項まで		災害時における車両の移動等に関する道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び地方道路公社に対する要請(2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路におけるものに限る。)	交通部長	不要
第76条の4第1項から第3項まで		災害時における車両の移動等に関する道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び地方道路公社に対する要請(2以上の警察署にわたるもの並びに高速自動車国道及び国家公安委員会が指	警察署長	不要

		定する自動車専用道路におけるものを除く。)			
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	通知の受理	交通規制課長	不要	
	第9条第1項	自動車の運行供用の制限命令	警察本部長	会議報告	
	第9条第2項	運行供用制限書の交付及び標章のはり付け	警察署長	不要	
	第9条第3項	保管場所確保の申告の受理	警察署長	不要	
	第9条第4項	申告に係る保管場所の確認	警察署長	不要	
	第9条第5項	保管場所の確認の通知及び標章の除去	警察署長	不要	
	第12条	報告又は資料提出の要求	交通規制課長又は署交通課長	不要	
	第13条第2項	行政庁に対する通知	交通規制課長	不要	
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項	標示の設置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第6条で例によるとされる場合を含む。）	署交通課長	不要	
	第20条の2第3項	道路管理者からの意見の聴取（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第6条で例によるとされる場合を含む。）	署交通課長	不要	
	第20条の2	関係公安委員会への通知（武力攻撃	交通規制	不要	

第4項	事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第6条で例によるとされる場合を含む。)	課長	
第20条の2第5項	通行の禁止又は制限の広報(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第6条で例によるとされる場合を含む。)	警察署長	不要
第32条第1項	標示の設置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条で例によるとされる場合を含む。)	署交通課長	不要
第32条第2項	道路管理者への通知(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条で例によるとされる場合を含む。)	署交通課長	不要
第32条第3項	関係公安委員会への通知(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条で例によるとされる場合を含む。)	交通規制課長	不要
第33条第1項	緊急通行車両の確認(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条で例によるとされる場合を含む。)	交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長	不要
第33条第2項	標章及び証明書の交付(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条で例によるとされる場合を含む。)	交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察	不要

	第33条の3 第1項	道路管理者からの通知の受理	署長 交通規制 課長、高速 道路交通 警察隊長 又は警察 署長	不要	
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第4条第2項 第13条	静穏保持又は危害防止のための距離又は区域の設定 指定射撃場指定申請書に係る記載事項変更届出書の受理	生活安全 企画課長 署生活安全課長	年報 年報	
質屋営業法施行細則（昭和37年10月県公安委員会規則第3号）	第4条第1項 第5条	不許可の意見聴取に係る通知 行政処分通知書の交付	生活安全 企画課長 生活安全 企画課長	不要 不要	
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条 第3条第1項 第8条 第9条第1項 第9条第3項 第9条第4項	猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の受理 猟銃用火薬類等譲受許可申請書の受理 譲渡許可証の記載欄用紙の交付 猟銃用火薬類等輸入許可申請書の受理 輸入許可書の交付 輸入許可証記載事項変更届の受理及び書換え（第11条第2項で準用す	署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長	不要 不要 不要 不要 不要	

		る場合を含む。)			
	第11条第1項	猟銃用火薬類等消費許可申請書の受理	署生活安全課長	不要	
	第14条	台帳の整理	署生活安全課長	不要	
警備業法 (昭和47年 法律第117 号)	第4条	警備業を営んではならない者ではない旨の認定	生活安全部長	年報	
	第5条第1項	認定申請書の受理(第7条第4項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要	
	第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付	生活安全企画課長	不要	
	第5条第3項	警備業を営んではならない者に該当した旨の通知	生活安全企画課長	不要	
	第5条第5項	認定証の再交付	生活安全企画課長	不要	
	第7条第2項	認定証の有効期間の更新	生活安全部長	年報	
	第7条第3項	認定証の有効期間の更新をしない旨の通知	生活安全企画課長	年報	
	第9条	営業所設置等届出書の受理	署生活安全課長	年報	
	第10条第1項	警備業廃止届出書の受理	署生活安全課長	年報	
	第11条第1項	変更届出書の受理(第16条第3項及び第17条第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	年報	
	第11条第3項	認定証の書換え	生活安全企画課長	不要	
	第12条第1項及び第2項	返納される認定証の受理	署生活安全課長	不要	

項				
第12条第3項	返納届出書の受理	署生活安全課長	不要	
第16条第2項	服装届出書の受理(第17条第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要	
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付及び警備員指導教育責任者講習の実施	生活安全企画課長	年報	
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え(第23条第5項及び第42条第3項で準用する場合を含む。)	生活安全企画課長	不要	
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付(第23条第5項及び第42条第3項で準用する場合を含む。)	生活安全企画課長	不要	
第22条第7項	返納される警備員指導教育責任者資格者証の受理(第23条第5項及び第42条第3項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要	
第22条第8項	警備員の指導及び教育に関する講習の実施	生活安全企画課長	年報	
第23条第1項	検定の実施	生活安全企画課長	年報	
第23条第4項	検定合格証明書の交付	生活安全企画課長	年報	
第40条	機械警備業務開始届出書の受理	警察署長	不要	
第41条	機械警備業務の廃止及び変更届出書の受理	署生活安全課長	不要	
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付及び機械警備業務管理者講習の実施	生活安全企画課長	年報	

	第46条	報告及び資料提出の要求	警察署長	不要	
	第47条第1項	立入検査	警察署長	不要	
	第47条第2項	身分証明書の発給	生活安全 企画課長	不要	
	第48条	必要な措置に係る指示	生活安全 企画課長	年報	
山形県道路 交通規則 (昭和49年 2月県公安 委員会規則 第1号)	第4条第2項	駐車禁止・時間制限駐車区間規制除 外指定申請書の受理	交通規制 課長	不要	
	第4条第4項	標章の交付	交通規制 課長	不要	
	第5条第2項	右側停車可指定申請書の受理	署交通課 長	不要	
	第5条第3項	標章の交付	署交通課 長	不要	
	第8条の2 第1項	標章の返納の命令	交通規制 課長	不要	
	第8条の2 第2項	返納される標章の受理	交通規制 課長	不要	
	第11条第3項	緊急自動車等指定書及び届出確認 書の交付	交通企画 課長	不要	
	第11条第5項	指定書等記載事項変更届出書の受 理及び書換え	交通企画 課長	不要	
	第11条第6項	指定書等再交付申請書の受理及び 再交付	交通企画 課長	不要	
	第11条第7項	指定書等返納届出書等の受理	交通企画 課長	不要	
	第16条第1項	教習申請書の受理	交通企画 課長	不要	
	第16条第2項	教習修了証の交付	交通企画	不要	

項		課長	
第17条第1項	資格認定申請書の受理	交通企画	不要
項		課長	
第17条第2項	認定書の交付	交通企画	不要
項		課長	
第19条	安全運転管理者証等の交付	交通企画	不要
		課長	
第31条第1項	安全運転管理者等講習の受講に係る届出書の受理	交通企画	不要
項		課長	
第31条第2項から第6項まで	講習受講に係る申出書等の受理	運転免許	不要
		課長	
第31条第7項	取消処分者講習に係る終了証の交付	運転免許	不要
項		課長	
第31条第8項	取消処分者講習に係る終了証の受理	運転免許	不要
項		課長	
第31条第9項	取消処分者講習に係る終了証の再交付申請書の受理及び再交付	運転免許	不要
		課長	
第31条第12項	講習終了証明書等の再交付申請書の受理及び再交付	運転免許	不要
		課長	
第31条第13項	特定任意講習終了証明書の再交付申請書の受理及び再交付	運転免許	不要
		課長	
第31条第14項	検査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付	運転免許	不要
		課長	
第31条第15項	認知機能検査員講習受講申請書の受理	運転免許	不要
		課長	
第31条第16項	認知機能検査員講習終了証の交付	運転免許	不要
		課長	
第31条第17項	認知機能検査員講習終了証の再交付申請書の受理及び再交付	運転免許	不要
		課長	

第31条の2 第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令受領書の受理	交通企画 課長	不要
第31条の2 第2項	特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書の受理	交通企画 課長	不要
第31条の2 第3項	他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車命令通知書の送付及び特定小型原動機付自転車運転者講習の執行依頼	交通企画 課長	不要
第31条の2 第4項	他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車命令執行通知書又は特定小型原動機付自転車命令書返送書の送付	交通企画 課長	不要
第31条の2 第5項	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書の交付	交通企画 課長	不要
第31条の2 第6項	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書再交付申請書の受理及び特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書の再交付	交通企画 課長	不要
第31条の3 第1項	自転車運転者講習受講命令受領書の受理	交通企画 課長	不要
第31条の3 第2項	自転車運転者講習受講申込書の受理	交通企画 課長	不要
第31条の3 第3項	他の都道府県公安委員会に対する自転車命令通知書の送付及び自転車運転者講習の執行依頼	交通企画 課長	不要
第31条の3 第4項	他の都道府県公安委員会に対する自転車命令執行通知書又は自転車命令書返送書の送付	交通企画 課長	不要
第31条の3 第5項	自転車運転者講習終了証明書の交付	交通企画 課長	不要
第31条の3	自転車運転者講習終了証明書再交	交通企画	不要

	第6項	付申請書の受理及び自転車運転者講習終了証明書の再交付	課長		
	第34条第1項	地域交通安全活動推進委員の辞職承認	交通部長	不要	
	第34条第1項	地域交通安全活動推進委員の辞令の交付	警察署長	不要	
	附則第2項	審査申請書の受理	運転免許課長又は署交通課長	不要	
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	警戒宣言が発せられた場合の通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものに限る。）	交通部長	不要	
	第24条	警戒宣言が発せられた場合の通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものを除く。）	警察署長	不要	
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第1項	標示の設置	署交通課長	不要	
	第11条第2項	道路管理者への通知	署交通課長	不要	
	第11条第3項	関係公安委員会への通知	交通規制課長	不要	
	第12条第1項	緊急輸送車両の確認	交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長	不要	
	第12条第2項	標章及び証明書の交付	交通規制課長、高速道路交通	不要	

			警察隊長 又は警察 署長		
山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）	第17条の4第1項	電話異性紹介営業利用カードの販売に係る届出書の受理	警察署長	不要	
	第17条の4第2項	電話異性紹介営業利用カードの販売の中止及び変更に係る届出書の受理	警察署長	不要	
	第17条の6第4項	宣伝文書等の配布の停止並びに広告物及び宣伝文書等の撤去その他の措置命令	生活安全 部長	会議 報告	
	第25条第2項	立入調査等	人身安全 少年課長 又は警察 署長	不要	
	第25条第4項	身分証明書の発給	人身安全 少年課長	不要	
犯罪被害者等給付金等の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条第1項	裁定の申請の受理	広報相談 課長	不要	
	第12条第1項	仮給付金の支給の決定	警察本部 長	会議 報告	
	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査等	広報相談 課長	不要	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援	第19条	損害賠償を受けた旨の届出の受理	広報相談 課長	不要	
	第20条第1項	仮給付金の支給の決定の通知	警察本部 長	不要	
	第20条第2項	仮給付金支払請求書の交付	警察本部	不要	

に関する法律施行規則 (昭和55年 国家公安委員会規則第 6号)	項		長		
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)	第2条第4項	受理した旨の記載をした届出書の交付	生活安全 企画課長	不要	
警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)	第7条第1項 第20条第1項 第39条第3項 第42条第1項 第43条第1項及び第3項	認定証の再交付申請書の受理 認定証の書換え申請書の受理 警備員指導教育責任者の兼任の承認 警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の受理(第63条第1項で準用する場合を含む。) 警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請書及び再交付申請書の受理(第63条第1項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長 署生活安全課長 生活安全 企画課長 署生活安全課長 署生活安全課長	不要 不要 不要 不要 不要	
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理	第2条 第4条第1項	警備員指導教育責任者講習の公示(第13条で準用する場合を含む。) 警備員指導教育責任者講習の受講申込書の受理(第13条で準用する場合を含む。)	生活安全 企画課長 署生活安全課長	不要 不要	

者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第7条第1項 第7条第2項 第7条第2項 第10条 第12条第1項	合を含む。） 警備員指導教育責任者講習修了証明書 の交付 警備員指導教育責任者講習修了証明書 の再交付（第12条第2項で準用する 場合を含む。） 警備員指導教育責任者講習修了証明書 再交付申請書の受理（第12条第2項 で準用する場合を含む。） 現任警備業指導教育責任者講習の 実施に係る通知 機械警備業務管理者講習修了証明書 の交付	生活安全 企画課長 生活安全 企画課長 署生活安全課長 生活安全 企画課長 生活安全 企画課長	不要 不要 不要 不要 不要
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第10条第2項 第10条第3項 第12条 第13条第1項 第14条第1項 第15条第1項 第16条第1項 第16条第2項	許可の通知（第78条第2項で準用する 場合を含む。） 管理者証の交付（第78条第2項で準 用する場合を含む。） 許可証再交付申請の受理（第80条で 準用する場合を含む。） 相続承認申請書の受理（第81条で準 用する場合を含む。） 法人の合併承認申請書の受理（第82 条で準用する場合を含む。） 法人の分割承認申請書の受理（第83 条で準用する場合を含む。） 相続承認、合併承認及び分割承認に 係る通知（第22条、第84条及び第 90条で準用する場合を含む。） 相続不承認、合併不承認及び分割不 承認に係る通知（第22条、第84条及	署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 署生活安全課長 警察署長 生活安全 企画課長	不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要

	び第90条で準用する場合を含む。)		
第17条	相続、合併又は分割による許可証の書換え申請書等の受理(第22条、第85条及び第90条で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要
第19条第1項	構造設備の変更承認申請書の受理	署生活安全課長	不要
第20条第4項	風俗営業管理者証の交付又は書換え	署生活安全課長	不要
第40条第1項	管理者講習の実施の通知(第97条第3項で準用する場合を含む。)	生活安全企画課長	不要
第40条第2項	管理者講習を受講できない旨等に係る書面の受理(第97条第3項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要
第44条第2項	届出確認書不交付通知書の交付(第55条第2項及び第66条第2項で準用する場合を含む。)	生活安全企画課長	年報
第45条	届出確認書再交付申請書の受理及び再交付(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要
第46条第1項及び第2項	返納される届出確認書の受理(第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項で準用する場合を含む。)	署生活安全課長	不要
第87条第1項	特定遊興飲食店営業の構造設備の変更承認申請書の受理	署生活安全課長	不要
第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付又は書換え	署生活安全課長	不要
第110条	風俗環境保全協議会委員の委嘱	生活安全部長	会議報告

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第2条第2項 第8条	少年指導委員の委嘱の公示 解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与	人身安全 少年課長 警察本部長	不要 会議 報告	
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項 第2条 第3条第1項 第3条第2項 第5条第1項 第5条第2項 第5条第3項 第6条 第7条 第9条第4項	指定申請書の受理 指定の公示 名称等の変更に係る届出の受理 名称等の変更の公示 事業計画書及び収支予算書の受理 事業報告書及び収支決算書の受理 事業に関する報告又は資料の提出要求 役員又は調査員の解任勧告 指定取消しの公示 風俗環境浄化協力団体の事業に関する助言、指導その他の措置	警察本部長 警察本部長 警察本部長 警察本部長 生活安全部長 生活安全部長 警察本部長 警察本部長 警察本部長 生活安全企画課長	会議 報告 不要 会議 報告 不要 不要 不要 不要 不要	
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年	第1条第1項 第1条第4項第1号イ 及び第2号	認定申請書の受理 遊技機の点検者及び取扱者の認定	署生活安全課長 生活安全企画課長	不要 不要	

国家公安委員会規則第4号)	イ				
	第1条の2	認定申請に係る補正要求	署生活安全課長	不要	
	第2条第1項	認定に関する試験	生活安全企画課長	不要	
	第2条第2項	指定試験機関に対する再試験及び報告の命令	生活安全企画課長	不要	
	第2条第3項	遊技機又は部品の提出要求	生活安全企画課長	不要	
	第3条第2項	認定の通知	生活安全企画課長	年報	
	第3条第3項	不認定の通知	生活安全企画課長	年報	
	第5条第2項	認定の取消し理由の通知及び弁明の機会の付与	生活安全企画課長	不要	
	第5条第3項	認定取消通知書の通知	生活安全企画課長	不要	
	第7条第1項	検定申請書の受理	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2第1項	遊技機製造業者の確認	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2第2項	確認申請書の受理	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2第3項	確認証明書の交付	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2第4項	変更届出書の受理	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2第5項	廃止届出書の受理	生活安全企画課長	不要	
	第7条の2	確認取消通知書の通知	生活安全	不要	

	第7項		企画課長	
	第7条の3	検定申請に係る補正要求	生活安全	不要
			企画課長	
	第8条第1項	検定に関する試験又は書類審査	生活安全	不要
			企画課長	
	第8条第2項	指定試験機関に対する再試験及び報告の命令	生活安全	不要
			企画課長	
	第8条第3項	部品の提出要求	生活安全	不要
			企画課長	
	第9条第1項	検定通知書（甲）の通知及び検定の公示	生活安全	年報
			企画課長	
	第9条第2項	検定通知書（乙）の通知	生活安全	年報
			企画課長	
	第11条第3項	検定の取消し理由の通知及び弁明の機会の付与	生活安全	不要
			企画課長	
	第11条第4項	検定取消通知書の通知及び取消しの公示	生活安全	不要
			企画課長	
	第12条第1項	試験事務に係る公示	生活安全	不要
			企画課長	
	第29条第1項	試験事務の実施	生活安全	不要
			企画課長	
	第29条第2項	試験事務の実施に係る公示	生活安全	不要
			企画課長	
	第30条	試験事務の引受け	生活安全	不要
			企画課長	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施	第9条の2	少年指導委員の身分証明書の発給	人身安全	不要
			少年課長	
	第9条の4	風俗環境保全協議会委員の委嘱状の交付	警察署長	不要
	第6項			
	第9条の5	風俗環境保全協議会委員の解職	生活安全	会議

行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）	第1項 第9条の5 第3項	風俗環境保全協議会委員の解職通知書の交付	部長 警察署長	報告 不要	
指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項 第2条 第3条第1項及び第4項 第3条第2項 第3条第3項 第5条第1項 第6条第1項 第6条第2項 第7条 第8条第1項 第8条第2項 第8条第3項	指定申請書の受理 指定の公示 名称等の変更届出の受理 車両移動保管事務を行う地域等の変更承認申請の受理 名称等の変更の公示 車両移動保管事務規程の承認及び変更の承認 事業報告書及び収支決算書の受理 報告又は資料提出の要求 役員又は職員の解任勧告 車両移動保管事務の休廃止の承認 車両移動保管事務の再開届出の受理 車両移動保管事務の休廃止の承認及び再開届出の公示	警察本部 長 警察本部 長 警察本部 長 警察本部 長 警察本部 長 交通部長 警察本部 長 警察本部 長 警察本部 長	不要 不要 会議 報告 会議 報告 不要 会議 報告 会議 報告 不要 会議 報告 不要	

	第9条	指定取消しの公示	警察本部 長	不要	
指定講習機 関に関する 規則（平成 2年国家公 安委員会規 則第1号）	第2条第1 項	指定申請書の受理	運転免許 課長	不要	
	第3条	指定の公示	運転免許 課長	不要	
	第4条第1 項	名称等の変更に係る届出の受理	運転免許 課長	不要	
	第4条第2 項	変更に係る事項の公示	運転免許 課長	不要	
	第4条第3 項	指定申請の添付書類に係る変更の 届出の受理	運転免許 課長	不要	
	第5条第5 号	運転適性指導に係る審査	運転免許 課長	不要	
	第7条第5 号	運転習熟指導に係る審査	運転免許 課長	不要	
	第9条第1 項及び第2 項	講習業務規程の認可及び変更の認 可に係る申請書の受理	運転免許 課長	不要	
	第11条	特定講習の講習結果報告書の受理	運転免許 課長	不要	
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理	運転免許 課長	不要	
	第14条第1 項	特定講習の休廃止許可に係る申請 書の受理	運転免許 課長	不要	
	第14条第2 項	特定講習の休廃止の許可及びその 公示	運転免許 課長	不要	
	第15条	指定取消しの公示	運転免許 課長	不要	
	第16条	特定講習の業務等の引継ぎ及び必	運転免許	不要	

		要措置の決定	課長		
	第17条	特定講習指導員講習の受講者の指名	運転免許 課長	不要	
	第18条第1項	指定講習機関との連絡	運転免許 課長	不要	
	第18条第2項	指定講習機関に対する必要な配慮	運転免許 課長	不要	
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成27年）	第1条第2項	推進委員の周知措置	交通企画 課長	不要	
	第6条第1項	身分証明書の発給	交通企画 課長	不要	
	第8条第1項	推進委員に対する講習	交通企画 課長	不要	
	第8条第2項	推進委員に対する講習の委託	交通企画 課長	不要	
国家公安委員会規則第7号)	第9条	推進委員に対する指導	警察署長	不要	
	第10条	解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与	交通企画 課長	不要	
	第14条	報告又は資料提出の要求	交通企画 課長	不要	
	第15条	協議会に対する改善措置の勧告	交通部長	不要	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）	第5条第2項	意見聴取に係る通知及び公示（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項で準用する場合を含む。）	組織犯罪 対策課長	不要	
	第6条第4項	指定に係る確認結果通知（指定可の通知に限る。）の受理	刑事部長	会議 報告	
	第7条第1項	指定の公示（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第	組織犯罪 対策課長	不要	

	5 項並びに第30条の12第 2 項で準用する場合を含む。)		
第 7 条第 3 項	指定の通知 (第 8 条第 7 項、第 15 条の 2 第 8 項及び第 9 項、第 15 条の 4 第 2 項、第 30 条の 8 第 4 項及び第 5 項並びに第 30 条の 12 第 2 項で準用する場合を含む。)	組織犯罪 対策課長	不要
第 7 条第 4 項	公示事項変更の公示 (第 15 条の 2 第 8 項で準用する場合を含む。)	刑事部長	会議 報告
第 8 条第 3 項	指定暴力団連合の指定の取消し	刑事部長	会議 報告
第 8 条第 5 項	指定取消しに係る確認結果通知 (取消可の通知に限る。) の受理	刑事部長	会議 報告
第 13 条	援助申出の受理及び援助の実施 (定型的なものを除く。)	組織犯罪 対策課長	不要
第 13 条	援助申出の受理及び援助の実施 (定型的なものに限る。)	警察署長	不要
第 14 条第 1 項	事業者に対する援助の実施 (定型的なものを除く。)	組織犯罪 対策課長	不要
第 14 条第 1 項	事業者に対する援助の実施 (定型的なものに限る。)	警察署長	不要
第 14 条第 2 項	責任者講習の計画の決定	刑事部長	不要
第 14 条第 2 項	責任者講習の実施	組織犯罪 対策課長	不要
第 14 条第 3 項	責任者講習の通知	組織犯罪 対策課長	不要
第 15 条第 4 項及び第 5 項	標章の貼り付け及び除去	組織犯罪 対策課長	不要

第15条の2 第5項及び 第6項	標章の貼り付け及び除去	組織犯罪 対策課長	不要
第28条第1 項	援護等の措置を行う旨の決定（定型 的なものを除く。）	組織犯罪 対策課長	不要
第28条第1 項	援護等の措置を行う旨の決定（定型 的なものに限る。）	警察署長	不要
第28条第2 項	援護に関する思想の普及のための 啓発	組織犯罪 対策課長	不要
第28条第3 項	離脱希望者の状況について暴力追 放運動推進センターから報告を求 める旨の決定	刑事部長	不要
第30条の 11第3項及 び第4項	標章の貼り付け及び除去	組織犯罪 対策課長	不要
第32条の3 第5項	改善措置命令	警察本部 長	会議 報告
第32条の6 第1項	申請書の受理及び国家公安委員会 への提出（添付書類を含む。）	刑事部長	不要
第33条第1 項	報告又は資料の提出要求	刑事部長	不要
第33条第1 項	立入検査	組織犯罪 対策課長 又は警察 署長	不要
第33条第2 項	身分証明書の発給	組織犯罪 対策課長	不要
第34条第2 項	意見聴取に係る通知及び公示（第35 条第5項で準用する場合を含む。）	組織犯罪 対策課長	不要
第34条第4 項	暴力的要求行為をした指定暴力団 員の出頭及び意見陳述の許可	警察本部 長	不要

	第35条第4項	仮の命令をした旨の管轄公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	刑事部長	不要	
	第36条第1項	暴力団活動状況等の報告	組織犯罪対策課長	不要	
	第36条第2項	暴力団事務所決定通報の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第36条第3項	命令等に係る事項の報告及び当該事項に係る通報の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に対する協力要求（定型的なものを除く。）	刑事部長	不要	
	第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に対する協力要求（定型的なものに限る。）	組織犯罪対策課長	不要	
	第39条の2第2項	公示送達の決定	組織犯罪対策課長	不要	
	第39条の2第3項	公示送達に係る掲示	組織犯罪対策課長	不要	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成30年国家公安委員会規則第4号）	第15条	援助申出の受理	組織犯罪対策課長 又は警察署長	不要	
	第16条第1項	被害回復アドバイザーに対する協力命令	組織犯罪対策課長	不要	
	第17条第1項	責任者選任届出の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第19条第3項	受講修了書の交付	組織犯罪対策課長	不要	
	第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期	組織犯罪	不要	

項	限の延長の通知	対策課長	
第25条第1項	社会復帰アドバイザーに対する協力命令	組織犯罪 対策課長	不要
第26条第1項	都道府県センターからの連絡の受理	組織犯罪 対策課長	不要
第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長の通知	組織犯罪 対策課長	不要
第34条	口頭報告の聴取及び報告調書の作成命令	組織犯罪 対策課長	不要
第35条第1項	提出資料目録の作成	組織犯罪 対策課長	不要
第35条第2項	提出資料目録写しの交付（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項で準用する場合を含む。）	組織犯罪 対策課長	不要
第35条第3項	提出資料の返還（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第35条第2項で準用する場合を含む。）	刑事部長	不要
第38条	仮の命令に係る標章の除去	組織犯罪 対策課長	不要
第39条	指定等に関する照会及び回答	組織犯罪 対策課長	不要
第40条第1項	命令等に関する照会及び回答	組織犯罪 対策課長	不要
第40条第2項	他の公安委員会への違反行為に関する書類等の送付	組織犯罪 対策課長	不要
第41条第1項	他の公安委員会に対する援助措置についての協力依頼及び協力	組織犯罪 対策課長	不要

	第41条第2項	他の公安委員会との連絡及び措置の実施	組織犯罪対策課長	不要	
	第46条	書類の送達	組織犯罪対策課長	不要	
	第47条第1項	特殊取扱いの郵便によることの認定（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第41条第2項で準用する場合を含む。）	組織犯罪対策課長	不要	
	第47条第3項	書類発送に係る記録の作成（第48条第3項及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第41条第2項で準用する場合を含む。）	組織犯罪対策課長	不要	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第9条第1項	代理人選任届出書の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第10条第1項	補佐人出席の申請書の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第10条第1項	補佐人出席の許可	警察本部長	不要	
	第10条第2項	補佐人出席の許可の通知	組織犯罪対策課長	不要	
	第11条	補佐人付き添いの勧告	刑事部長	不要	
	第11条の2第1項	出頭及び意見陳述の申請書の受理	組織犯罪対策課長	不要	
	第11条の2第2項	許可の通知	組織犯罪対策課長	不要	
	第12条第1項	参考人への出席要求	警察本部長	不要	
	第12条第2項	参考人出席要求の申出の受理	組織犯罪	不要	

項		対策課長	
第12条第3項	参考人出席要求の通知	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第16条第1項	意見聴取の期日又は場所の変更申出の受理	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第16条第2項	意見聴取の期日又は場所の変更(第39条第2項で例によるとされる場合を含む。)	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第16条第3項	変更の通知及び公示(第39条第2項で例によるとされる場合を含む。)	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第17条第1項	陳述書の提出要求	刑事部長	不要
項			
第17条第2項	陳述書の受理	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第23条第1項	意見聴取続行の期日及び場所の決定	警察本部	不要
項		長	
第23条第2項	意見聴取続行の通知及び公示	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第27条	証拠書類又は証拠物の受理	組織犯罪	不要
		対策課長	
第34条第1項	意見聴取期日外における証拠調	警察本部	不要
項		長	
第34条第2項	証拠調の日時及び場所の通知	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第35条第1項	提出物目録の作成	組織犯罪	不要
項		対策課長	
第38条	公示に伴う書類の作成及び閲覧	組織犯罪	不要
		対策課長	
第39条第1項	当事者がその地位を失った場合の連絡及び申出の受理	刑事部長	不要

	第40条第2項	意見聴取再開の通知及び公示	組織犯罪対策課長	不要	
暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	指定の申請書（添付書類を含む。）の受理	刑事部長	不要	
	第2条	指定の公示	刑事部長	不要	
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理	刑事部長	不要	
	第3条第2項	変更事項等の公示	刑事部長	不要	
	第3条第3項	定款等の変更届出の受理	刑事部長	不要	
	第7条第1項	相談事業規程の承認及び変更承認	警察本部長	会議報告	
	第8条第1項	事業開始届出の受理	刑事部長	不要	
	第8条第2項	事業開始届出に係る公示	刑事部長	不要	
	第9条第1項	事業休止又は廃止届出の受理	刑事部長	不要	
	第9条第2項	事業再開届出の受理	刑事部長	不要	
	第9条第3項	事業休止等又は再開届出に係る公示	刑事部長	不要	
	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理（変更する場合を含む。）	刑事部長	不要	
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	刑事部長	不要	
	第12条第3項	報告又は資料提出の要求	刑事部長	会議報告	
第13条第1項	役員解任の勧告	刑事部長	会議		

	項 第13条第2 項 第14条	暴力追放相談委員の解任の勧告 指定取消しの公示	刑事部長 刑事部長	報告 会議 報告 不要	
不当要求情報管理機関登録規程 (平成3年 国家公安委 員会告示第 5号)	第4条第1 項 第5条 第6条 第8条第1 項 第9条第1 項 第9条第2 項 第10条第1 項 第11条 第12条第1 項 第12条第2 項 第13条 第14条	登録申請書の受理(第8条第2項及び第10条第2項で準用する場合を含む。) 登録の実施(第8条第2項及び第10条第2項で準用する場合を含む。) 不当要求情報管理機関登録証の交付(第8条第2項及び第10条第2項で準用する場合を含む。) 登録更新申請の受理 変更届出書等の受理 登録証の書換え 移転登録申請の受理 廃止届出の受理 登録の取消し 取消しの通知 返納される登録証の受理 登録機関に対する報告要求	刑事部長 警察本部 長 刑事部長 刑事部長 刑事部長 警察本部 長 刑事部長 刑事部長 刑事部長	不要 会議 報告 不要 不要 不要 不要 会議 報告 不要 不要 会議 報告	
質物の保管 設備基準	第5条第1 項第2号	保管設備の耐火構造に係る認定	警察署長	不要	

(平成4年 12月県公安 委員会告示 第9号)					
行政手続法 (平成5年 法律第88 号)	第5条第1 項及び第3 項	審査基準の策定（重要なものを除く。）及び公表	部長共通	不要	
	第6条	標準処理期間の設定（重要なものを除く。）及び公表	部長共通	不要	
	第7条	申請者に対する当該申請の補正の要求及び当該申請により求められた許認可等の拒否	課長共通	不要	
	第8条第1 項	許認可等を拒否する場合の理由の提示	課長共通	不要	
	第9条第1 項	申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しの提示	課長共通	不要	
	第9条第2 項	申請に必要な情報の提供	課長共通	不要	
	第10条	公聴会の開催その他の適当な方法による申請者以外の者の意見を聴く機会の設置	課長共通	不要	
	第12条第1 項	処分基準の策定（重要なものを除く。）及び公表	部長共通	不要	
	第13条第1 項第1号ニ	聴聞が相当であるとの認定	課長共通	不要	
	第14条第1 項	不利益処分の理由の提示	課長共通	不要	
	第14条第2 項	不利益処分後の相当期間内における理由の提示	課長共通	不要	
	第15条第1 項	聴聞の通知	課長共通	不要	

項			
第15条第3項	聴聞に係る事項の事務所の掲示場への掲示（第22条第3項及び第31条で準用する場合を含む。）	課長共通	不要
第16条第4項	代理人が資格を失った場合の当事者の届出の受理（第17条第3項及び第31条で準用する場合を含む。）	課長共通	不要
第17条第1項	聴聞手続への参加の要求及び参加の許可	部長共通	不要
第18条第1項	文書等の閲覧の許可又は拒否	部長共通	不要
第18条第3項	文書等閲覧の日時及び場所の指定	課長共通	不要
第19条第1項	聴聞の主宰者の指名	部長共通	不要
第20条第3項	補佐人の出頭許可	課長共通	不要
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開	警察本部長	不要
第21条第1項	陳述書等の受理	課長共通	不要
第22条第1項	聴聞の続行の期日の決定	警察本部長	不要
第22条第2項	聴聞の続行の通知（第25条で準用する場合を含む。）	課長共通	不要
第24条第3項	聴聞調書等の受理	部長共通	不要
第24条第4項	聴聞調書等の閲覧の許可	部長共通	不要
第25条	聴聞の再開の命令	部長共通	不要

	第29条第1項	口頭による弁明の機会の付与又は弁明書の受理	課長共通	不要	
	第29条第2項	証拠書類等の受理	課長共通	不要	
	第30条	弁明の機会の付与の通知	課長共通	不要	
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	指定申請書の受理	運転免許課長	不要	
	第4条	指定申請の添付書類に係る変更の届出の受理	運転免許課長	不要	
	第7条	報告又は資料提出の要求	運転免許課長	不要	
	第8条第2項	指定取消しの通知	運転免許課長	不要	
応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）	第4項	応急救護処置に関し医師等と同等の者の認定	運転免許課長	不要	
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第1条	技能検定員審査の実施	運転免許課長	不要	
	第2条	技能検定員審査の公示（第10条第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第3条第1項	技能検定員審査申請の受理	運転免許課長	不要	
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付	運転免許課長	不要	

	項		課長		
	第5条第2項	申請の受理及び技能検定員審査合格証明書の再交付(第13条第2項で準用する場合を含む。)	運転免許 課長	不要	
	第7条第2項	技能検定員資格者証交付申請書の受理	運転免許 課長	不要	
	第8条第1項	申請の受理及び技能検定員資格者証の再交付(第16条第1項で準用する場合を含む。)	運転免許 課長	不要	
	第8条第2項	申請書等の受理及び技能検定員資格者証の書換え(第16条第1項で準用する場合を含む。)	運転免許 課長	不要	
	第9条第2項	返納される技能検定員資格者証の受理(第16条第1項で準用する場合を含む。)	運転免許 課長	不要	
	第10条第1項	教習指導員審査の実施	運転免許 課長	不要	
	第11条第1項	教習指導員審査申請の受理	運転免許 課長	不要	
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付	運転免許 課長	不要	
	第15条第2項	教習指導員資格者証交付申請書の受理	運転免許 課長	不要	
運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第1号ロ	認知機能検査員講習の実施	運転免許 課長	不要	
聴聞及び弁	第4条第1	代理人資格証明書の受理	課長共通	不要	

明の機会の項				
付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第5条第1項	参加人許可申請書の受理	課長共通	不要
	第5条第2項	参加の許可の通知	課長共通	不要
	第6条第1項	補佐人出頭許可申請書の受理	課長共通	不要
	第6条第2項	補佐人出頭の許可の通知	課長共通	不要
	第7条第1項	参考人の出席要求	課長共通	不要
	第7条第2項	参考人出頭申出書の受理	課長共通	不要
	第7条第3項	申出に係る参考人への出頭要求の通知	課長共通	不要
	第9条第1項	聴聞の期日又は場所の変更	課長共通	不要
	第9条第2項	聴聞の期日又は場所に係る変更申出書の受理	課長共通	不要
	第9条第3項	聴聞の期日及び場所に係る変更通知	課長共通	不要
	第10条第1項	文書閲覧請求書の受理	課長共通	不要
	第10条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通知	課長共通	不要
	第11条第1項	提出物目録の作成	課長共通	不要
	第11条第2項	提出物目録写しの交付	課長共通	不要
	第11条第3項	提出物の返還及び還付請書の受理	課長共通	不要

	項				
	第12条第1項	聴聞の審理の公開に係る通知及び公示	課長共通	不要	
	第19条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理	課長共通	不要	
	第19条第2項	聴聞調書等閲覧の日時及び場所の通知	課長共通	不要	
	第21条第1項	弁明録取者の指名	課長共通	不要	
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第3条	主宰者の指名	運転免許課長	不要	
	第4条第2項	新たな主宰者の指名	運転免許課長	不要	
	第5条第1項	代理人の資格者証明書の受理（第17条第1項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第5条第2項	代理人の資格喪失届出書の受理（第17条第1項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第6条第1項	補佐人の出頭許可申請書の受理（第17条第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第6条第2項	補佐人の出頭の許可（第17条第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第6条第3項	補佐人の出頭許可の通知（第17条第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更（第17条第2項で準用する場合を含む。）	運転免許課長	不要	
	第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更申出の受理	運転免許課長	不要	

	第8条第3項	意見の聴取の期日及び場所の変更の通知及び公示	運転免許課長	不要	
	第11条第1項	意見の聴取の続行の期日の決定	運転免許課長	不要	
	第11条第2項	意見の聴取の続行に係る公示	運転免許課長	不要	
	第13条	意見の聴取調書の受理	運転免許課長	不要	
	第14条第1項	口頭による弁明の機会の付与又は弁明書の受理	運転免許課長	不要	
	第14条第2項	弁明録取者の指名	運転免許課長	不要	
	第15条第3項	弁明調書の受理	運転免許課長	不要	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	届出の受理及び運搬証明書の交付	生活安全企画課長	年報	
	第17条第2項	運搬に係る指示	生活安全企画課長	不要	
	第17条第3項	指示の運搬証明書への記載	生活安全企画課長	不要	
	第32条第1項	報告の徴収	生活安全企画課長	不要	
	第33条第2項	立入検査命令	生活安全企画課長	不要	
	第33条第3項	身分証明書の発給	生活安全企画課長	不要	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	第3条の2	届出の受理及び運搬証明書の書換え	生活安全企画課長	不要	
	第3条の3	申請の受理及び運搬証明書の再交付	生活安全企画課長	不要	

る法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の4	返納される運搬証明書の受理	生活安全 企画課長	不要	
	第3条の5 第1項	都道府県公安委員会との連絡	生活安全 企画課長	不要	
古物営業法 施行規則 （平成7年 国家公安委 員会規則第 10号）	第6条	変更した古物市場の規約の受理	署生活安 全課長	不要	
	第19条の4 第1項及び 第19条の 11第1項	古物競りあっせん業に係る認定申 請書の受理	署生活安 全課長	不要	
	第19条の7 第1項及び 第2項	古物競りあっせん業に係る認定又 は不認定の通知及び認定した旨の 公示（第19条の12で準用する場合を 含む。）	生活安全 企画課長	不要	
	第19条の9 第2項	認定古物競りあっせん業者の業務 の実施の方法の変更に係る届出書 の受理	署生活安 全課長	不要	
	第19条の 10第2項	認定古物競りあっせん業者の認定 取消しの公示（第19条の14第2項で 準用する場合を含む。）	生活安全 企画課長	不要	
	第19条の 13第1項	認定外国古物競りあっせん業者の 廃止及び変更に係る届出書の受理	署生活安 全課長	不要	
	山形県行政 手続条例 （平成8年 3月県条例 第9号）	第5条第1 項及び第3 項 第6条 第7条 第8条第1	審査基準の策定（重要なものを除 く。）及び公表 標準処理期間の設定（重要なものを 除く。）及び公表 申請者に対する当該申請の補正の 要求及び当該申請により求められ た許認可等の拒否 許認可等を拒否する場合の理由の	部長共通 部長共通 課長共通 課長共通	不要 不要 不要 不要

項	提示		
第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しの提示	課長共通	不要
第9条第2項	申請に必要な情報の提供	課長共通	不要
第10条	公聴会の開催その他の適当な方法による申請者以外の者の意見を聴く機会の設置	課長共通	不要
第12条第1項	処分基準の設定（重要なものを除く。）及び公表	部長共通	不要
第13条第1項第1号ニ	聴聞が相当であるとの認定	課長共通	不要
第14条第1項	不利益処分の理由の提示	課長共通	不要
第14条第2項	不利益処分後の相当期間内における理由の提示	課長共通	不要
第15条第1項	聴聞の通知	課長共通	不要
第15条第3項	聴聞に係る事項の事務所の掲示場への掲示（第22条第3項及び第29条で準用する場合を含む。）	課長共通	不要
第16条第4項	代理人が資格を失った場合の当事者の届出の受理（第17条第3項及び第29条で準用する場合を含む。）	課長共通	不要
第17条第1項	聴聞手続への参加の要求及び参加の許可	部長共通	不要
第18条第1項	文書等の閲覧の許可又は拒否	部長共通	不要
第18条第3項	文書等閲覧の日時及び場所の指定	課長共通	不要

	項 第19条第1	主宰者の指名	部長共通	不要	
	項 第20条第3	補佐人の出頭許可	課長共通	不要	
	項 第20条第6	聴聞の審査の公開	警察本部 長	不要	
	項 第21条第1	陳述書等の受理	課長共通	不要	
	項 第22条第1	聴聞の続行の期日の決定	警察本部 長	不要	
	項 第22条第2	聴聞の続行の通知(第25条で準用する 場合を含む。)	課長共通	不要	
	項 第24条第3	聴聞調書等の受理	部長共通	不要	
	項 第24条第4	聴聞調書等の閲覧の許可	部長共通	不要	
	項 第25条	聴聞の再開の命令	部長共通	不要	
	項 第27条第1	口頭による弁明の機会の付与又は 弁明書の受理	課長共通	不要	
	項 第27条第2	証拠書類等の受理	課長共通	不要	
	項 第28条	弁明の機会の付与の通知	課長共通	不要	
警備員教育 を行う者等 を定める規 程(平成8 年国家公安 委員会告示 第21号)	第1条第4 号 第3条第5 号	基本教育を行うについて十分な能 力を有する者の指定 業務別教育を行うについて十分な 能力を有する者の指定	生活安全 企画課長 生活安全 企画課長	不要 不要	

山形県公安 委員会聴聞 及び弁明の 機会の付与 の手續に関 する規則 (平成9年 1月県公安 委員会規則 第1号)	第4条第1 項	聴聞の期日又は場所の変更	課長共通	不要
	第4条第2 項	聴聞の期日又は場所に係る変更申 出書の受理	課長共通	不要
	第4条第3 項	聴聞の期日及び場所に係る変更通 知	課長共通	不要
	第5条第1 項	代理人資格証明書の受理	課長共通	不要
	第6条第1 項	参加人許可申請書の受理	課長共通	不要
	第6条第2 項	参加の許可の通知	課長共通	不要
	第7条第1 項	文書閲覧請求書の受理	課長共通	不要
	第7条第2 項	文書閲覧の日時及び場所の通知	課長共通	不要
	第9条第1 項	提出物目録の作成	課長共通	不要
	第9条第2 項	提出物目録の写しの交付	課長共通	不要
	第9条第3 項	提出物の返還及び還付請書の受理	課長共通	不要
	第10条第1 項	補佐人出頭許可申請書の受理	課長共通	不要
	第10条第2 項	補佐人出頭許可の通知	課長共通	不要
	第12条第1 項	聴聞の審理の公開に係る通知及び 公示	課長共通	不要
第13条第1 項	参考人の出席要求	課長共通	不要	

	第13条第2項	参考人出頭申出書の受理	課長共通	不要	
	第13条第3項	申出に係る参考人の出席要求の通知	課長共通	不要	
	第18条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理	課長共通	不要	
	第18条第2項	聴聞調書等閲覧の日時及び場所の通知	課長共通	不要	
	第21条第1項	弁明録取者の指名	課長共通	不要	
山形県情報公開条例 (平成9年12月県条例第58号)	第4条第2項	開示請求書の受理	広報相談課長	会議報告	
	第4条第3項	開示請求書の補正要求及び参考情報の提供	広報相談課長	不要	
	第7条第1項及び第2項	開示等決定の通知	広報相談課長	不要	
	第7条第3項及び第4項	開示等決定に係る期間延長の決定	総務企画課長	会議報告	
	第7条第3項及び第4項	開示等決定に係る期間延長の通知	広報相談課長	不要	
	第8条	事案移送の協議及び移送	総務企画課長	会議報告	
	第8条	事案移送の通知	広報相談課長	不要	
	第9条第1項及び第2項	第三者の意見聴取	総務企画課長	不要	

	第9条第3項	開示決定に係る第三者への通知	広報相談課長	不要	
	第11条	審査請求があった場合の審査会への諮問	警察本部長	報告	
	第17条第2項	出資法人の指導	課長共通	不要	
交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	指定申請書の受理	交通部長	不要	
	第2条	指定の公示	交通部長	不要	
	第3条	名称等の変更に係る届出の受理及び公示	交通部長	不要	
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理	交通部長	不要	
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	交通部長	不要	
	第7条第3項	報告又は資料提出の要求	交通部長	会議報告	
	第8条	解任の勧告	交通部長	会議報告	
	第9条	指定取消しの公示	交通部長	不要	
山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月14号）	第7条第1項	公文書の開示の実施	総務企画課長	不要	
	第7条第3項	公文書の閲覧又は視聴の中止	総務企画課長	不要	
	第9条第1項	第三者の意見を聴取する旨の通知	広報相談課長	不要	
	第9条第3項	公文書開示第三者意見書の受理	広報相談課長	不要	
	第9条第4項	口頭による意見聴取の日時及び場所の通知	広報相談課長	不要	

	第11条第1項	意見聴取に係る主宰者の指名	総務企画課長	不要	
	第12条	意見聴取の終結	総務企画課長	不要	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	届出の受理及び運搬証明書の交付	生活安全企画課長	年報	
	第56条の27第2項	運搬に係る指示	生活安全企画課長	不要	
	第56条の27第3項	指示の運搬証明書への記載	生活安全企画課長	不要	
	第56条の30	報告の徴収	生活安全企画課長	不要	
	第56条の31第1項	立入検査命令	生活安全企画課長	不要	
	第56条の31第2項	身分証明書の発給	生活安全企画課長	不要	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	届出の受理及び運搬証明書の書換え	生活安全企画課長	不要	
	第22条	申請の受理及び運搬証明書の再交付	生活安全企画課長	不要	
	第23条	返納される運搬証明書の受理	生活安全企画課長	不要	
	第24条第1項	都道府県公安委員会との連絡	生活安全企画課長	不要	
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第6条第1項	援助の実施	生活安全部長	年報	
	第6条第2項	事例分析の実施の事務の委託	生活安全部長	年報	

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則 (平成11年国家公安委員会規則第12号)	第1条第2項 第2条	援助に必要な資料等提出の要求 援助申出の受理及び援助措置	生活安全部長 生活安全部長	不要 年報	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第4号 第5条第1項 第7条第1項 第7条第2項 第7条第3項 第12条	高齢者講習と同等の課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定 申請書の受理 変更の届出の受理 変更に係る事項の公示 添付書類に係る変更の届出の受理 運転免許取得者等教育の認定の取消しの公示	運転免許課長 運転免許課長 運転免許課長 運転免許課長 運転免許課長 運転免許課長	不要 不要 不要 不要 不要 不要	
犯罪捜査のための通信傍受に関する規則 (平成12年最高裁判所規則)	第2条第2項	司法警察員の指定及び変更に係る裁判所への通知	警務課長	不要	

第6号)					
自動車運転 代行業の業 務の適正化 に関する法 律（平成13 年法律第57 号)	第5条第1 項 第5条第2 項 第5条第3 項 第5条第3 項 第5条第4 項 第5条第5 項 第7条第2 項 第8条第1 項 第8条第2 項 第8条第3 項 第9条第1 項及び第2 項 第9条第3 項 第21条第1 項	認定申請書の受理 自動車運転代行業を営んではなら ない者ではない旨の認定及びその 旨の通知並びに認定証の交付 認定の拒否 認定の拒否の通知 認定又は認定の拒否をしようとし るときの国土交通大臣への協議 認定証の再交付 認定を取り消そうとするときの国 土交通大臣への協議 変更届出書の受理（第8条第3項の 規定により書換えを要する場合の 認定証の受理を含む。） 変更届出があったときの国土交通 大臣に対する通知 認定証の書換え 返納された認定証の受理 認定証の返納があったときの国土 交通大臣に対する通知 報告又は資料提出の要求及び立入 検査	署交通課 長 交通企画 課長 交通部長 交通企画 課長 交通企画 課長 交通部長 署交通課 長 交通企画 課長 交通企画 課長 署交通課 長 署交通課 長	不要 年報 年報 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 年報	

	第22条第1項	業務に関する必要な措置の指示	交通部長	年報	
	第22条第1項	指示をした旨の国土交通大臣に対する通知	交通企画課長	不要	
	第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受理	交通企画課長	年報	
	第23条第2項	国土交通大臣からの要請の受理	交通企画課長	年報	
	第23条第3項	営業停止命令をしようとするときの国土交通大臣への協議	交通部長	不要	
	第24条第2項	営業廃止命令をしようとするときの国土交通大臣への協議	交通部長	不要	
	第25条第1項	処分移送通知書の送付及び受理（第3項で準用する場合を含む。）	交通企画課長	不要	
	第25条第2項	処分移送通知書が送付されたときの業務に関する必要な措置の指示	交通部長	年報	
犯罪被害者等早期援助	第1条第1項	指定の申請書の受理	警務部長	不要	
団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）	第2条	指定の公示	警務部長	不要	
	第3条第1項	名称等の変更届出書の受理	警務部長	不要	
	第3条第2項	援助事業に係る犯罪被害等、事業規程又は情報管理規程の変更承認	警察本部長	会議報告	
	第3条第3項	変更事項等の公示	警務部長	不要	
	第3条第4項	変更後の内容に係る書類の受理	警務部長	不要	
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理	警務部長	不要	
	第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	警務部長	不要	

	項 第8条第3 項 第9条 第10条第1 項 第10条第2 項 第11条 第12条	報告又は資料の提出の要求 役員、犯罪被害相談員等又は職員の 解任の勧告 事業廃止届出書の受理 指定取消申請書の受理 指定等に関する意見の聴取 指定取消しの公示	警務部長 警務部長 警務部長 警務部長 警務部長 警務部長	会議 報告 会議 報告 不要 不要 不要 不要	
国家公安委 員会関係自 動車運転代 行業の業務 の適正化に 関する法律 施行規則 (平成14年 国家公安委 員会規則第 11号)	第6条第1 項	再交付申請書の受理	署交通課 長	不要	
個人情報 保護に 関する 法律 (平成15 年法律 第57号)	第68条第1 項 第70条 第72条 第75条第1	漏えい等の発生に係る報告 保有個人情報の提供を受ける者に 対する措置要求 個人関連情報の提供を受ける者に 対する措置要求 個人情報ファイル簿の作成	警察本部 長 課長共通 及び警察 署長 課長共通 及び警察 署長 課長共通	会議 報告 不要 不要 不要	

項			
第75条第1項	個人情報ファイル簿の公表	広報相談 課長	不要
第75条第3項	個人情報ファイル簿の記録項目の一部若しくは事項の未記載又は不掲載	課長共通	不要
第77条第1項	開示請求書の受理	広報相談 課長	会議 報告
第77条第2項	開示請求者の証明書類の受理	広報相談 課長	不要
第77条第3項	開示請求者への補正要求及び参考情報の提供	広報相談 課長	不要
第82条第1項及び第2項	開示請求に対する決定	課長共通	不要
第82条第1項及び第2項	開示請求に対する決定に係る通知	広報相談 課長	不要
第85条第1項	開示請求に係る事案移送の協議及び移送	警察本部 長	不要
第85条第1項	開示請求に係る事案移送の通知	広報相談 課長	不要
第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与	警察本部 長	不要
第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出に係る通知	広報相談 課長	不要
第86条第3項	第三者に対する開示決定に係る通知	広報相談 課長	不要

第87条第1項	個人情報の開示の実施	課長共通	不要
第91条第1項	訂正請求書の受理	警察本部 長	不要
第91条第2項	訂正請求者の証明書類の受理	警察本部 長	不要
第91条第3項	訂正請求者への補正要求	広報相談 課長	不要
第92条	保有個人情報の訂正の実施	警察本部 長	不要
第93条第1項及び第2項	訂正請求に対する決定	警察本部 長	不要
第93条第1項及び第2項	訂正請求に対する決定に係る通知	広報相談 課長	不要
第94条第2項	訂正決定に係る期間延長の決定	警察本部 長	不要
第94条第2項	訂正決定に係る期間延長の通知	広報相談 課長	不要
第95条	訂正決定の期限の特例に係る決定	警察本部 長	不要
第95条	訂正決定の期限の特例に係る通知	広報相談 課長	不要
第96条第1項	訂正請求に係る事案移送の協議及び移送	警察本部 長	不要
第96条第1項	訂正請求の事案移送に係る通知	広報相談 課長	不要
第97条	保有個人情報の訂正に係る提供先への通知の可否の決定	警察本部 長	不要

第97条	保有個人情報の訂正に係る提供先への通知	広報相談課長	不要
第99条第1項	利用停止請求書の受理	警察本部長	不要
第99条第2項	利用停止請求者の証明書類の受理	警察本部長	不要
第99条第3項	利用停止請求者への補正要求	広報相談課長	不要
第100条	保有個人情報の利用停止の実施	警察本部長	不要
第101条第1項及び第2項	利用停止請求に対する決定	警察本部長	不要
第101条第1項及び第2項	利用停止請求に対する決定の通知	広報相談課長	不要
第102条第2項	利用停止決定に係る期間延長の決定	警察本部長	不要
第102条第2項	利用停止決定に係る期間延長の通知	広報相談課長	不要
第103条	利用停止決定の期限の特例に係る決定	警察本部長	不要
第103条	利用停止決定の期限の特例に係る通知	広報相談課長	不要
第105条第3項	審査会への諮問	警察本部長	会議報告
第114条第2項及び第3項	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に対する通知（第118条第2項で準用する場合を含む。）	広報相談課長	不要

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	インターネット異性紹介事業の届出の受理	署生活安全課長	年報	
	第7条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止及び変更に係る届出の受理	署生活安全課長	不要	
	第13条	インターネット異性紹介事業者に対する指示	警察署長	年報	
	第15条第1項	処分移送通知書の送付及び受理（第3項で準用する場合を含む。）	生活安全企画課長	不要	
	第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示	生活安全企画課長	年報	
	第16条	インターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料提出の要求	警察署長	不要	
	第17条第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理	生活安全企画課長	不要	
	第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理	生活安全企画課長	不要	
	第20条	登録誘引情報提供機関への情報提供	生活安全企画課長	不要	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第2項	国民保護措置の訓練のための通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものに限る。）	交通部長	不要	
	第42条第2項	国民保護措置の訓練のための通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものを除く。）	警察署長	不要	
	第102条第5項	武力攻撃事態等における立入制限区域の指定（2以上の警察署にわたるものに限る。）	警備部長	不要	
	第102条第5項	武力攻撃事態等における立入制限区域の指定（2以上の警察署にわたるものを除く。）	警察署長	不要	

	第102条第6項	立入制限区域指定の通知及び公示	警察署長	不要	
	第155条第1項	国民保護措置の実施時における通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものに限る。）	交通部長	不要	
	第155条第1項	国民保護措置の実施時における通行の禁止又は制限（2以上の警察署にわたるものを除く。）	警察署長	不要	
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項	登録申請書の受理（第3項で準用する場合を含む。）	交通指導課長	不要	
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示	交通指導課長	不要	
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習受講申込書の受理	交通指導課長	不要	
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施	交通指導課長	不要	
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付	交通指導課長	年報	
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付（第10条第5項で準用する場合を含む。）	交通指導課長	年報	
	第10条第1項	駐車監視員資格者の認定	交通指導課長	年報	
	第10条第2項	認定申請書の受理	交通指導課長	不要	
	第10条第4項	認定書の交付	交通指導課長	年報	
	第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申請書の受理	交通指導課長	不要	

	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付	交通指導課長	年報	
	第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付	交通指導課長	年報	
	第14条第2項	返納される駐車監視員資格者証の受理	交通指導課長	不要	
警備員等の 検定等に関する規則 (平成17年 国家公安委 員会規則第 20号)	第6条第3項	検定実技試験員の指定	生活安全 企画課長	不要	
	第7条	検定の公示	生活安全 企画課長	不要	
	第8条第2号	1級検定受検資格の認定	生活安全 企画課長	不要	
	第9条第1項	検定申請書の受理	署生活安全課長	不要	
	第10条	受検票の交付	署生活安全課長	不要	
	第11条	成績証明書の交付	生活安全 企画課長	不要	
	第12条第1項	成績証明書書換え申請書の受理及び書換え	署生活安全課長	不要	
	第12条第2項	成績証明書再交付申請書の受理及び再交付	署生活安全課長	不要	
	第14条第1項	検定合格証明書交付申請書の受理	署生活安全課長	不要	
	第15条第1項	検定合格証明書書換え申請書の受理	署生活安全課長	不要	
	第15条第3項	検定合格証明書再交付申請書の受理	署生活安全課長	不要	
警備業法施行細則(平	第13条	必要な措置をとることができる警備業務対象施設の承認	生活安全 企画課長	不要	

成18年1月 県公安委員 会規則第1 号)					
公益社団法 人及び公益 財団法人の 認定等に関 する法律 (平成18年 法律第49 号)	第8条 第28条第5 項 第31条	公益認定等に関する意見の聴取(第11条第4項及び第25条第4項で準用する場合を含む。) 勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関の意見の聴取(第29条第3項で準用する場合を含む。) 行政庁に対する意見陳述	課長共通 課長共通 部長共通	不要 不要 不要	
探偵業の業 務の適正化 に関する法 律(平成18 年法律第60 号)	第4条第1 項 第4条第2 項 第4条第2 項 第4条第3 項 第13条第1 項 第13条第2 項 第14条	探偵業の届出書の受理 探偵業の廃止に係る届出書の受理 探偵業の変更に係る届出書の受理 探偵業届出証明書の交付 報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 身分証明書の発給 探偵業者に対する指示	警察署長 署生活安 全課長 署生活安 全課長 署生活安 全課長 警察署長 生活安全 企画課長 警察署長	年報 不要 年報 年報 不要 不要 年報	
犯罪による 収益の移転 防止に関す る法律(平 成19年法律 第22号)	第8条第1 項 第8条第4 項 第15条 第16条第1 項	疑わしい取引の届出の受理 疑わしい取引の届出の通知 報告又は資料の提出要求 立入検査の実施	警察署長 生活安全 企画課長 警察署長 警察署長	年報 年報 年報 年報	

	項 第17条 第18条	指導、助言及び勧告 是正命令	警察署長 警察署長	年報 年報	
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	第4条第2項 第4条第3項及び第4項	探偵業届出証明書再交付申請書の受理 返納される探偵業届出証明書の受理	署生活安全課長 署生活安全課長	不要 不要	
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）	第1条第3項	届出期日の認定	生活安全企画課長	不要	
山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年3月県条例第12号）	第8条第1項	審査請求に係る公文書の提示等	課長共通	不要	
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する	第6条第1項 第8条第1項及び第2項	裁定の申請の受理 裁定のための調査等	広報相談課長 広報相談課長	不要 不要	

法律（平成20年法律第80号）					
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	第33条第2項	身分証明書の発行	生活安全 企画課長	不要	
山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）	第19条 第21条第2項	説明に係る通知又は資料の提出要求 意見を述べる機会の付与	刑事部長 刑事部長	不要 不要	
山形県暴力団排除条例施行規則（平成23年7月公安委員会規則第4号）	第3条第2項 第4条第1項 第4条第2項 第4条第3項	説明・資料提出書の受理 口頭による説明の聴取者の指名 説明の日時又は場所の変更 説明の日時又は場所の変更申出の受理	組織犯罪 対策課長 組織犯罪 対策課長 刑事部長 組織犯罪 対策課長	不要 不要 不要 不要	

	第4条第4項	説明の日時又は場所の変更の通知	組織犯罪 対策課長	不要	
	第8条第1項	意見を述べる機会の通知	組織犯罪 対策課長	不要	
	第8条第2項	申述書の受理	組織犯罪 対策課長	不要	
	第8条第3項	証拠書類又は証拠物の受理	組織犯罪 対策課長	不要	
	第9条第1項	口頭による意見の聴取者の指名	組織犯罪 対策課長	不要	
	第9条第2項	意見の聴取の日時又は場所の変更	刑事部長	不要	
	第9条第3項	意見の聴取の日時又は場所の変更 申出の受理	組織犯罪 対策課長	不要	
	第9条第4項	意見の聴取の日時又は場所の変更 の通知	組織犯罪 対策課長	不要	
	第11条	説明者又は当事者の所在が判明し ない場合の措置	組織犯罪 対策課長	不要	
	第12条第3項	代理人資格証明書の受理	組織犯罪 対策課長	不要	
	第12条第4項	代理人資格喪失届の受理	組織犯罪 対策課長	不要	
国外犯罪被害 者弔慰金等 の支給に関 する法律 (平成28年 法律第73 号)	第9条第1項	裁定の申請の受理	広報相談 課長	不要	
	第10条	申請に関する必要な援助	広報相談 課長	不要	
	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査等	広報相談 課長	不要	
重要施設の	第10条第3項	小型無人機等の飛行に係る通報の	警備部長	年報	

周辺地域の 上空におけ る小型無人 機等の飛行 の禁止に関 する法律 (平成28年 法律第9 号)	項	受理			
大型自動車 免許の欠格 事由等の特 例に係る教 習の課程の 指定に関す る規則(令 和4年国家 公安委員会 規則第4 号)	第2条第1 項 第3条 第4条 第8条 第9条第2 項	申請書の受理 指定書の交付 変更の届出の受理 報告又は資料提出の要求 指定取消しの通知	運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許 課長	不要 不要 不要 不要 不要	
運転免許取 得者等検査 の認定に関 する規則 (令和4年 国家公安委 員会規則第 8号)	第4条第1 項第4号 第4条第2 項第4号 第6条第1 項 第8条第1 項 第8条第2	認知機能に関する運転免許取得者 等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者の指定 運転技能に関する運転免許取得者 等検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者の指定 申請書の受理 変更の届出の受理 変更に係る事項の公示	運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許 課長 運転免許	不要 不要 不要 不要	

	項		課長		
	第8条第3項	変更の届出の受理	運転免許	不要	
	項		課長		
	第13条	運転免許取得者等検査の認定の取消しの公示	運転免許	不要	
			課長		
個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）	第3条第1項	個人情報取扱事務登録簿の作成	課長共通	不要	
	第3条第1項	個人情報取扱事務登録簿の公表	広報相談	不要	
	第3条第3項	個人情報取扱事務登録簿の記載事項の全部若しくは一部不記載又は不作成	課長共通	不要	
	第4条第2項	開示決定に係る期間延長の決定	課長共通	不要	
	第4条第2項	開示決定に係る期間延長の通知	広報相談	不要	
			課長		
	第5条	開示決定の期限の特例に係る決定	課長共通	不要	
	第5条	開示決定の期限の特例に係る通知	広報相談	不要	
			課長		
	第10条第2項	是正申出書の受理（第10条第6項で準用する場合を含む。）	警察本部長	会議報告	
	第10条第3項	是正申出者の証明書類の受理（第10条第6項で準用する場合を含む。）	警察本部長	不要	
	第10条第4項	是正申出に対する必要な調査の実施（第10条第6項で準用する場合を含む。）	課長共通及び警察署長	不要	
	第10条第4項	是正申出に対する調査結果の通知（第10条第6項で準用する場合を含む。）	広報相談	不要	
			課長		

備考

- 1 課長とは、警察本部の課長及び警察学校長をいう。
- 2 署副署長・次長とは、警察署の副署長又は警察署の次長をいう。
- 3 署生活安全課長とは、警察署の生活安全課長又は刑事生活安全課長をいう。
- 4 署交通課長とは、警察署の地域交通課長、交通第一課長又は交通課長をいう。